

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年4月1日  
(第73期) 至 平成29年3月31日

株式会社 キト一

(E01634)

第73期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

# 有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 キトー

# 目 次

	頁
第73期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	15
4 【事業等のリスク】	16
5 【経営上の重要な契約等】	19
6 【研究開発活動】	22
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	23
第3 【設備の状況】	25
1 【設備投資等の概要】	25
2 【主要な設備の状況】	25
3 【設備の新設、除却等の計画】	27
第4 【提出会社の状況】	28
1 【株式等の状況】	28
2 【自己株式の取得等の状況】	55
3 【配当政策】	56
4 【株価の推移】	56
5 【役員の状況】	57
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	63
第5 【経理の状況】	71
1 【連結財務諸表等】	72
2 【財務諸表等】	121
第6 【提出会社の株式事務の概要】	137
第7 【提出会社の参考情報】	138
1 【提出会社の親会社等の情報】	138
2 【その他の参考情報】	138
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	139
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年6月22日

**【事業年度】** 第73期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

**【会社名】** 株式会社キトー

**【英訳名】** KITO CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 鬼頭 芳雄

**【本店の所在の場所】** 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地

**【電話番号】** 055-275-7521

**【事務連絡者氏名】** 常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 新宿NSビル9階

**【電話番号】** 03-5908-0161

**【事務連絡者氏名】** 常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	35,501	41,855	49,968	55,821	51,141
経常利益 (百万円)	2,440	4,094	3,423	4,576	3,249
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,023	2,361	2,026	2,497	1,897
包括利益 (百万円)	2,472	4,484	3,741	1,152	1,456
純資産額 (百万円)	18,012	22,003	25,626	26,040	21,239
総資産額 (百万円)	34,760	41,108	63,183	60,639	60,137
1株当たり純資産額 (円)	670.19	806.32	936.83	952.43	1,001.60
1株当たり当期純利益金額 (円)	39.71	91.25	77.52	95.13	82.38
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	39.55	90.42	77.11	94.87	82.15
自己資本比率 (%)	49.8	51.2	38.9	41.2	33.8
自己資本利益率 (%)	6.3	12.3	8.9	10.1	8.4
株価収益率 (倍)	13.0	11.6	15.7	8.8	14.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△515	4,056	3,338	4,502	3,981
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,746	△2,729	△8,402	△3,572	△2,142
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	850	465	7,050	△1,900	△1,148
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	4,132	6,219	9,777	8,521	9,059
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	1,898 (656)	2,094 (577)	2,495 (470)	2,365 (394)	2,364 (378)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合、平成26年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第69期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

なお、臨時雇用者には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	21,308	22,577	24,514	25,415	24,036
経常利益 (百万円)	1,888	2,831	3,062	3,497	2,054
当期純利益 (百万円)	993	1,057	1,495	2,377	1,405
資本金 (百万円)	3,976	3,976	3,976	3,976	3,976
発行済株式総数 (株)	135,241	13,524,100	27,048,200	27,048,200	27,048,200
純資産額 (百万円)	15,035	15,859	17,257	18,888	14,355
総資産額 (百万円)	26,759	29,108	44,659	44,961	44,999
1株当たり純資産額 (円)	580.14	606.05	656.72	717.88	704.54
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	2,000.00 (1,000.00)	40.00 (15.00)	37.50 (25.00)	28.00 (14.00)	28.00 (14.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	38.54	40.86	57.18	90.56	61.00
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	38.39	40.49	56.88	90.32	60.83
自己資本比率 (%)	56.0	54.4	38.6	41.9	31.8
自己資本利益率 (%)	6.8	6.9	9.0	13.2	8.5
株価収益率 (倍)	13.4	25.8	21.3	9.3	19.5
配当性向 (%)	25.9	49.0	43.7	30.9	45.9
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	633 (193)	650 (161)	674 (192)	681 (177)	664 (184)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合、平成26年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第69期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

なお、臨時雇用者には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

## 2 【沿革】

- 昭和7年11月 鬼頭美代志の個人経営として鬼頭製作所を大森(東京都大田区)に創業、チェーンブロック等の製造を開始。
- 昭和12年6月 合資会社に組織変更。
- 昭和14年4月 中野島(川崎市多摩区)に分工場を新設。
- 昭和19年7月 株式会社に組織変更。  
鬼頭鉤鎖機器工業株式会社に商号変更。
- 昭和20年11月 本社工場を大森から中野島(川崎市多摩区)に移転。  
株式会社鬼頭製作所に商号変更。
- 昭和22年10月 営業部門を分離し、鬼頭商事株式会社を設立。
- 昭和42年11月 株式会社大野製作所を吸収合併、大野シャッター株式会社(シャッター販売部門)を設立。  
厚木工場(神奈川県厚木市)を新設。
- 昭和45年1月 キトーサービスエンジニアリング株式会社を設立。  
11月 鬼頭商事株式会社及び大野シャッター株式会社を吸収合併。  
株式会社キトーに商号変更。
- 昭和53年10月 キトーサービスエンジニアリング株式会社を吸収合併。
- 昭和55年10月 当社株式の店頭登録により株式を公開。
- 昭和57年5月 新本社工場を山梨県中巨摩郡(現在地)へ移転するため建設に着工。
- 昭和58年12月 新本社工場が完成し、旧本社工場(中野島)及び厚木工場を全面移転。
- 平成2年1月 米国に現地法人KITO INC. (現・連結子会社)及びHarrington Hoists, Inc. (現・連結子会社)を設立。
- 平成5年1月 東京都渋谷区代々木に東京本社を新設。  
カナダに現地法人KITO CANADA INC. (現・連結子会社)を設立。
- 平成7年5月 中国に合弁会社江陰凱澄起重機械有限公司(現・連結子会社)を設立。
- 平成8年4月 フィリピンに100%出資の子会社KITO PHILIPPINES, INC. (現・連結子会社)及びKITO PHILIPPINES, INC.の40%出資のKIMA REALTY, INC.を設立。
- 平成9年8月 タイに合弁会社SIAM KITO CO., LTD. (現・連結子会社)を設立。
- 平成10年7月 全事業所を対象としてISO9001を取得。  
9月 関連会社川崎キトー製品サービス株式会社を連結子会社化。
- 平成13年2月 本社工場を対象としてISO14001を取得。  
6月 KITO INC.の100%出資の子会社Har Ki, Inc. (商標権等管理会社)を設立(現・連結子会社)。
- 平成14年6月 中国に70%出資の子会社北京KITO-BLUESWORD物流系統集成有限公司を設立。  
11月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を45%から65%とする。
- 平成15年1月 100%出資の子会社川崎キトー製品サービス株式会社を吸収合併。  
3月 大阪府寝屋川市の西部支社用の土地・建物の売却。大阪府守口市に新事務所を開設。  
8月 カーライル・グループ(注)が100%出資する特別目的会社カーライル・ジャパン・ホールディングス・スリー株式会社(以下「CJH3」という。)による当社株式の公開買付(TOB)成立。  
10月 当社株式の店頭登録銘柄の登録取消。  
「キトーレバブロック LX」が財団法人日本産業デザイン振興会主催の2003年度「グッドデザイン賞」においてグッドデザイン特別賞(金賞)を受賞。
- 11月 当社株式とCJH3株式との株式交換成立。  
12月 CJH3との合併。当社が存続会社となる。
- 平成16年3月 北京KITO-BLUESWORD物流系統集成有限公司の閉鎖。  
3月 中国に100%出資の子会社上海凱道貿易有限公司(現・連結子会社)を設立。  
4月 立体自動倉庫を中心とするシステム事業を株式会社ダイフクに譲渡。
- 平成17年1月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を65%から80%とする。  
5月 東京都渋谷区代々木の東京本社用の土地・建物の売却。東京都新宿区西新宿の東京オペラシティビル内に新事務所(東京本社)を開設。  
江陰凱澄起重機械有限公司の工場を同市内(江蘇省江陰市)の工業団地に全面移転。
- 平成18年5月 ドイツに100%出資の子会社Kito Europe GmbH(現・連結子会社)を設立。  
12月 タイに当社49%出資の子会社SUKIT BUSINESS CO., LTD. (議決権所有割合82.8%)を設立。  
同社が当社関連会社SIAM KITO CO., LTD. 株式を取得し、両社ともに連結子会社とする。
- 平成19年8月 東京証券取引所市場第一部へ上場。

- 平成20年 2月 SIAM KITO CO., LTD. の工場をバンコク市からチョンブリ県へ全面移転。  
 11月 「キトーチェーンブロック CX」が財団法人日本産業デザイン振興会主催の2008年度「グッドデザイン賞」を受賞。  
 韓国に80%出資の子会社KITO KOREA CO., LTD. (現・連結子会社)を設立。
- 平成21年 2月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を80%から87%とする。  
 4月 「キトーレバールブロック L5」が2008年度日本機械学会優秀製品賞を受賞。  
 6月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を87%から88.7%とする。  
 10月 KITO INC. の商号をKITO Americas, Inc. に変更。
- 平成22年 3月 KONECRANES PLCとの業務・資本提携契約を締結。  
 6月 100%出資の子会社キトーホイストサービス株式会社を設立。同年10月MHSコネクレーンズ株式会社(現コネクレーンズ株式会社)と資産譲渡契約を締結し、同社のホイスト事業を承継後、キトーホイストサービス株式会社にて事業を開始。  
 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を88.7%から90%とする。  
 10月 Armself MHE Pvt. Ltd. (インド)の全株式を譲受けし、完全子会社化(現・連結子会社)。
- 平成23年 3月 カーライル・グループ保有株の売却  
 KITO KOREA CO., LTD. の出資比率を80%から93.3%とする。  
 4月 KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA(ブラジル)設立(現・連結子会社)。  
 5月 東京本社を東京都新宿区西新宿の新宿NSビル内に移転。  
 8月 PT. KITO INDONESIA (インドネシア)設立(現・連結子会社)。  
 12月 キトーホイストサービス株式会社を吸収合併。
- 平成24年11月 台湾に55%出資の子会社台湾開道起重機股份有限公司を設立(現・連結子会社)。
- 平成25年 1月 SIAM KITO CO., LTD. の出資比率を74%から80%とする。  
 2月 上海凱道貿易有限公司が凱道起重設備(上海)有限公司に商号変更。  
 4月 凱道起重設備(上海)有限公司が、連結子会社の江陰凱澄起重機械有限公司に対する割当による増資を実施。結果、増資後の同社の資本金は7,000千米ドルとなり、当社の出資比率は、連結子会社が所有する出資比率を含み94.0%。  
 シンガポールに100%出資の子会社KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD. を設立(現・連結子会社)。  
 5月 台湾開道起重機股份有限公司が台湾開道股份有限公司に商号変更。  
 7月 SIAM KITO CO., LTD. のタイ第2工場が操業を開始。
- 平成26年 8月 米国PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. の全株式を取得、同社及びその子会社3社を連結子会社化。  
 10月 フィリピンのKIMA REALTY, INC. を株式売却により連結の範囲から除外する。
- 平成28年 1月 イタリアに100%出資の子会社Kito Chain Italia S.r.l. を設立(現・持分法適用非連結子会社)  
 2月 Kito Chain Italia S.r.l. がイタリアのWeissenfels Tech Chains S.r.l. のチェーン及びチェーン関連事業を取得
- 平成28年 4月 Scaw Metals Pty Ltd. (現Kito Australia Pty. Ltd.)、Anchor Nominees Pty. Ltd.、及びPWB Anchor Pty. Ltd. 3社の全株式を取得。(現連結子会社)
- 平成28年 5月 SECURITY CHAIN COMPANY INC. を、SCC Japan合同会社の投資持株会社として、Peerless Chain Co., Inc. の下に設立。(現連結子会社)
- 平成28年 7月 Scaw Metals Pty Ltd. がKito Australia Pty. Ltd. に商号変更。
- 平成28年 9月 KONECRANES PLCとの業務・資本提携を解消。
- (注) カーライル・グループとは、米国に本拠を置くプライベート・エクイティ・ファンドであり、グローバルに4つの投資分野(バイアウト、不動産、ベンチャー／グロース・キャピタル、レバレッジド・ファイナンス)において自己資金並びに外部投資家の出資により投資活動を展開しております。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社24社及び持分法適用非連結子会社1社の計26社で構成されております。当社グループの主な事業内容は、巻上機、クレーン及びチェーン等の製造、販売であります。見込み生産品による規格化された量産品、荷役内容や利用環境により異なるニーズに応えたカスタマイズ製品に加えて、部品提供やメンテナンスによるアフターサービス等を手がけます。

#### (1) 当社グループの販売体制

当社グループの販売体制は、国内では代理店制度を採用し、主に特約代理店傘下の販売店の一般流通ルートを通じて供給しております。

また、海外では北米、アジア、その他欧州をはじめ各国においてグローバルに事業を展開しており、海外子会社及び海外代理店を通じて供給しております。

#### (2) 当社グループの取り扱い製品

当社の製品を分類すると以下のとおりであります。

品目	名称	特徴
手動製品	手動チェーンブロック	人力でハンドチェーンを操作し、荷物を巻き上げ下げする製品で、限られたスペースでも荷物を簡単に移動できることから、主に土木建築現場等で使用されております。
	レバーブロック	荷締め・固定・位置合わせ作業に適した製品で、運輸・橋梁・建築・土木・林業等あらゆる業界で幅広く使用されております。
	手動トロリ	手動チェーンブロック及び電気チェーンブロックと結合し、横行レールに取り付けることで荷物を左右に移動させる製品です。
電動製品	電気チェーンブロック	電動モータの回転により荷物を巻き上げ下げする製品で、主に工場設備として使用されておりますが、橋梁建設等屋外現場でも幅広く使用されております。
	電気トロリ	電気チェーンブロックと結合し、横行レールに取り付けることで荷物を左右に移動させる製品です。
	ロープホイスト	荷物を巻き上げ下げする媒体として、チェーンではなくワイヤーロープを使用した製品です。
	クレーン	荷役運搬作業の効率向上、省スペース、省コストを実現する設備として使用されており、天井クレーン・ジブクレーン・橋形クレーン・その他周辺機器等の製品です。
	ビローフックデバイス	玉掛け作業や資材運搬作業等に使用するチェーンスリング、繊維スリング等の製品です。
	バランサ	荷物の表面を空気圧やエアで吸着して、上下、旋回等操作できる製品です。
	チェーン製品	タイヤチェーンや海洋向けのチェーン製品です。
	その他	補修用部品販売、点検修理等のアフターサービスです。

(3) 報告セグメント区分ごとの主要な関係会社の名称

当社グループにおける6つの報告セグメント区分ごとの主要な関係会社の名称は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、Scaw Metals Pty. Ltd.（平成28年7月27日付で「Kito Australia Pty. Ltd.」に商号変更）の全株式を取得したため、同社及びその子会社2社を連結範囲に含めております。当該連結範囲の変更に伴い「その他」を報告セグメントに追加しております。

① 日本

当社

② 米州

Harrington Hoists, Inc.、PEERLESS Chain Co., Inc.、KITO CANADA INC.及びKITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA

③ 中国

江陰凱澄起重機械有限公司、凱道起重設備(上海)有限公司

④ アジア

SIAM KITO CO., LTD.、KITO KOREA CO., LTD.、ARMSSEL MHE PVT. LTD.、PT. KITO INDONESIA、及び台湾開道股份有限公司

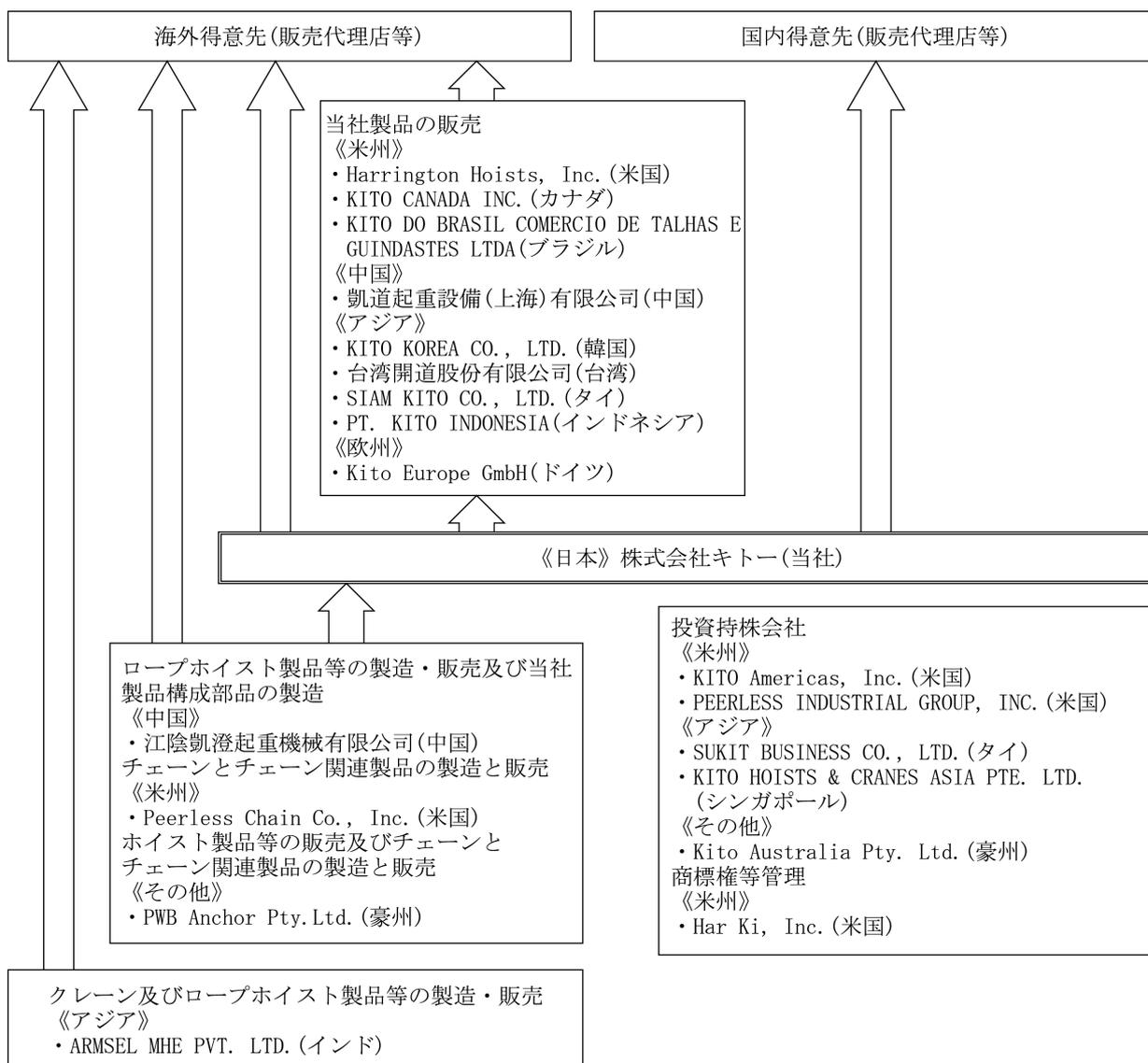
⑤ 欧州

Kito Europe GmbH

⑥ その他

PWB Anchor Pty. Ltd.

(4) 事業系統図



## 4 【関係会社の状況】

(平成29年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 [被所有] 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
KITO Americas, Inc. (注) 1、3	アメリカ合衆国 デラウェア州	千US \$ 20,000	Harrington Hoists, Inc. PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. 及び Har Ki, Inc. への投資持 株会社	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付
Harrington Hoists, Inc. (注) 1、2、3	アメリカ合衆国 ペンシルバニア州	千US \$ 9,500	当社製品の製造・販売	100.0 (100.0)	—
Har Ki, Inc. (注) 1、2、3	アメリカ合衆国 デラウェア州	千US \$ 1	Harrington Hoists, Inc. 製品の 商標権及び知的財産権の管理	100.0 (100.0)	—
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. (注) 1、2、3	アメリカ合衆国 ミネソタ州	千US \$ 20,000	Peerless Chain Co., Inc. への投資持株会社	100.0 (100.0)	—
Peerless Chain Co., Inc. (注) 1、2、3	アメリカ合衆国 ミネソタ州	千US \$ 20,000	チェーンとチェーン関連製品の製 造と販売	100.0 (100.0)	—
SECURITY CHAIN COMPANY INC. (注) 2、3、6	アメリカ合衆国 ミネソタ州	US \$ 10	SCC Japan 合同会社への投資持株 会社	100.0 (100.0)	—
SCC Japan 合同会社 (注) 2、3	千葉県柏市	千円 10,000	タイヤチェーン等の販売	100.0 (100.0)	—
KITO CANADA INC.	カナダ ブリティッシュ コロンビア州	千C \$ 800	当社製品の販売	100.0	役員の兼任1名
Kito Europe GmbH	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ	千EUR 3,000	当社製品の販売	100.0	債務の保証
SCC-SECURITY CHAIN (EUROPE) HANDELES-GmbH (注) 2、3	ドイツ連邦共和国 バーデン・ヴュルテ ンベルク州	千EUR 25	タイヤチェーン等の販売	100.0 (100.0)	—
KITO PHILIPPINES, INC. (注) 1、4	フィリピン共和国 ラグナ州	千US \$ 13,989	当社製品構成部品の製造	100.0	役員の兼任1名
凱道起重設備(上海)有限公司 (注) 1、2	中華人民共和国 上海市徐匯区	千US \$ 7,000	当社製品の販売	94.0 (54.0)	資金の借入
江陰凱澄起重機械有限公司 (注) 1	中華人民共和国 江蘇省江陰市	千US \$ 26,000	ロープホイスト製品等の製造・販 売及び当社製品構成部品の製造	90.0	役員の兼任2名
SIAM KITO CO., LTD. (注) 2	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 100,000	当社製品の製造・販売	80.0 (80.0)	債務の保証
SUKIT BUSINESS CO., LTD.	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 100	SIAM KITO CO., LTD. への 投資持株会社	82.8	資金の貸付
KITO KOREA CO., LTD.	大韓民国 京畿道城南市	千KRW 4,453,080	当社製品の製造・販売	93.3	債務の保証
KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD.	シンガポール共和国	千S\$ 4,460	SIAM KITO CO., LTD. への 投資持株会社	100.0	役員の兼任2名 資金の借入
ARMSEL MHE PVT. LTD.	インド共和国 カルナタカ州	千INR 31,136	クレーン及びロープホイスト製品 等の製造・販売	100.0	債務の保証
KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA (注) 1	ブラジル連邦共和国 サンパウロ市	千BRL 12,971	当社製品及びクレーンの販売	100.0	—
PT. KITO INDONESIA	インドネシア共和国 ジャカルタ市	千IDR 20,472,840	当社製品及びクレーンの販売	100.0	債務の保証
台湾開道股份有限公司	台湾台北市	千新台幣\$ 76,500	当社製品及びクレーンの販売	55.0	債務の保証
Kito Australia Pty. Ltd. (注) 5	オーストラリア連邦 ビクトリア州バンド ーラ	千オースト ラリアドル 5,095	Anchor Nominees Pty. Ltd. への 投資持株会社	100.0	—
Anchor Nominees Pty. Ltd. (注) 2、5	オーストラリア連邦 ビクトリア州バンド ーラ	千オースト ラリアドル 273	PWB Anchor Pty. Ltd. への投資持 株会社	100.0 (100.0)	—
PWB Anchor Pty. Ltd. (注) 2、5	オーストラリア連邦 ビクトリア州バンド ーラ	千オースト ラリアドル 18	当社製品の販売並びにチェーンの 製造及び販売	100.0 (100.0)	債務の保証
(持分法適用非連結子会社)					
Kito Chain Italia S.r.l.	イタリア共和国 フリウリ＝ヴェネツ ィア・ジューリア特 別州	千EUR 10	チェーンとチェーン関連製品の製 造と販売	100.0	債務の保証

- (注) 1 特定子会社に該当しております。  
 2 議決権の所有〔被所有〕割合の( )内は、間接所有割合及び間接被所有割合で内数であります。  
 3 売上高(連結相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

		KITO Americas, Inc.
売上高	(百万円)	23,238
経常利益	(百万円)	988
当期純利益	(百万円)	499
純資産額	(百万円)	7,184
総資産額	(百万円)	24,057

KITO Americas, Inc. は、Harrington Hoists, Inc.、Har Ki, Inc.、投資持株会社であるPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. 及びその子会社4社を連結した金額であります。

- 4 KITO PHILIPPINES, INC. は清算手続中であります。  
 5 平成28年4月29日付でKito Australia Pty. Ltd.、Anchor Nominees Pty. Ltd. 及びPWB Anchor Pty. Ltd. の3社の株式取得手続きが完了いたしました。  
 6 平成28年5月1日付で、SECURITY CHAIN COMPANY INC. を米国に設立いたしました。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	566 (175)
米州	599 (6)
中国	498 (142)
アジア	418 (45)
欧州	119 (1)
その他	66 (-)
全社(共通)	98 (9)
合計	2,364 (378)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。  
 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であります。  
 なお、臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。  
 3 全社(共通)は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門の従業員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
664 (184)	42.2	15.7	6,433

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	566 (175)
全社(共通)	98 (9)
合計	664 (184)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。  
 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
 3 臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。  
 4 平均年間給与は、平成29年3月31日現在の表示(賞与及び基準外賃金を含む)となっております。  
 5 全社(共通)は、主に総務部門、経理部門及び経営企画部門の従業員であります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループには、昭和43年に発足されたキトー労働組合があり、日本労働組合総連合会に加盟しております。  
 平成29年3月31日現在の組合員数は562名であります。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度は、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速、天然資源価格の下落、為替市場の動向、不安定な欧州情勢の影響など、先行き不透明な状況が期を通して続きました。一方で、日本国内は、設備やインフラの老朽化を背景とした投資需要の下支えにより、総じて回復基調で推移し、米国では堅調な個人消費に支えられて、設備投資、住宅投資に改善の兆しが見られました。

5カ年の中期経営計画の初年度である当連結会計年度は、高収益体質への回帰、製品ポートフォリオ拡充による成長、真のグローバル企業への組織進化、の経営目標を達成すべく、その足固めとなる施策を実施してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、主に為替の影響により、51,141百万円（前期比8.4%減）となりました。利益につきましては、生産効率の向上とコスト削減を推進してまいりましたが、欧州企業買収に向けた入札などに要した費用約6億円を計上した結果、営業利益4,208百万円（前期比19.4%減）、経常利益3,249百万円（前期比29.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,897百万円（前期比24.0%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりになります。当社グループは、当社及び連結子会社の所在地別セグメント区分で事業活動を展開しております。

セグメントの名称	売上高(前期比)	営業損益(前期比)
日本	24,036百万円 ( 5.4%減)	4,826百万円 ( 12.6%減)
米州	24,809百万円 ( 11.3%減)	1,317百万円 ( 17.5%増)
中国	5,524百万円 ( 29.8%減)	545百万円 ( 37.1%減)
アジア	4,744百万円 ( 8.2%減)	252百万円 (309.4%増)
欧州	1,390百万円 ( 17.6%減)	△27百万円 (前年度は 31百万円の営業利益)
その他	1,356百万円 ( — % )	△29百万円 ( — % )

#### (日本)

国内市場においては、インフラ関連投資需要を着実に捉え、前年度を上回る売上となりましたが、海外子会社の在庫削減を目的とした輸出抑制と円高により、売上高は前年度に比べて5.4%減の24,036百万円となりました。利益面では円高の影響により、営業利益は前年度に比べて12.6%減の4,826百万円となりました。

#### (米州)

米国では、政権交代後の政策の不透明感などから企業の設備投資は依然、伸び悩みの状況で、売上高は現地通貨ベースでは微減となり、前年度に比べて為替が円高で推移したことから、日本円換算後は24,809百万円（前期比11.3%減）となりました。営業利益は、事業の効率化とコスト削減策を継続した結果、1,317百万円（前期比17.5%増）となりました。

#### (中国)

経済の減速を受けて需要が全般的に低調に推移し、売上高は5,524百万円（前期比29.8%減）、営業利益は545百万円（前期比37.1%減）となりました。利益確保に向けたコスト削減策を継続して実施しております。

#### (アジア)

韓国でフラットパネルディスプレイ業界向けにクリーンルーム用クレーンなどの需要を取り込み、事業を拡大する一方で、その他アジア地域では、中国の景気減速の影響を受けた地域経済の成長鈍化により投資需要が減退した結果、売上高は4,744百万円（前期比8.2%減）となりました。利益面では収益の改善策を継続し、252百万円の営業利益（前期比309.4%増）となりました。

(欧州)

原油価格の動向や、欧州とその周辺地域の情勢等に不透明感が増すなか、売上高は1,390百万円（前期比17.6%減）、営業損失は27百万円（前年度は31百万円の営業利益）となりました。

(その他)

豪州で買収したScaw Metals Pty. Ltd.（平成28年7月27日付で「Kito Australia Pty. Ltd.」に商号変更）及びその子会社を第1四半期連結会計期間末より連結範囲に含めた結果、売上高は1,356百万円、営業損失は29百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は9,059百万円となり、前連結会計年度末に比べて538百万円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは3,981百万円と前期比521百万円収入減となりました。これは、税金等調整前当期純利益が3,578百万円、減価償却費1,792百万円、法人税等の支払額が1,662百万円となったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは△2,142百万円と前期比1,430百万円支出減となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が1,740百万円、無形固定資産の取得による支出が653百万円となったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは△1,148百万円と前期比751百万円支出減となりました。これは、短期借入れによる収入が10,169百万円、短期借入金の返済による支出が5,112百万円、自己株式取得による支出が5,462百万円となったこと等によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
日本	24,417	94.8
米州	10,711	92.6
中国	4,752	71.9
アジア	3,658	80.1
欧州	—	—
その他	1,123	—
合計	44,663	92.1

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 上記の金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前期比(%)	受注残高(百万円)	前期比(%)
日本	13,582	96.3	1,024	77.8
米州	24,564	87.6	1,444	88.9
中国	5,148	74.6	464	132.4
アジア	5,492	100.9	2,014	159.1
欧州	1,654	102.1	324	572.6
その他	1,386	—	64	—
合計	51,829	92.4	5,335	115.6

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
日本	13,874	101.5
米州	24,743	88.6
中国	5,034	67.9
アジア	4,744	92.4
欧州	1,387	82.3
その他	1,356	—
合計	51,141	91.6

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日（平成29年6月22日）現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、お客様から信頼される企業を目指すという方向に向かって、全社員が一丸となって仕事に取り組むべく、下記の企業理念を掲げております。

- ・キトーの使命～すべてのお客様に満足と感動を
- ・キトーの品質～すべての社員の念（おも）いをこめて
- ・キトーにおける革新～不断の改革と高い目標へのチャレンジ
- ・キトー（らしさ）の基本～誠実、正直、誇り、感謝

#### (2) 目標とする経営指標

昨年度スタート致しました中期経営計画（平成29年3月期～平成33年3月期）を推進中であり、この中期経営計画においては、既存事業の生産性と効率を高めるとともに、製品分野と製品品揃えの拡充により事業の拡大をはかり、利益とキャッシュ・フローを最大化し、中長期的な営業利益とEBITDAの成長を目指します。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

お客様の期待を上回る価値を提供し続け、市場におけるキトーブランドの価値の最大化を実現するため、以下を重点課題とし、グローバル市場での事業をより一層強化し、存在価値を高めてまいります。

##### ① 顧客満足度の向上

製品分野と製品品揃えを拡充するとともに、キトー製品の価値向上と差別化をはかります。ユーザートレーニングなどのサービスを充実させ、リードタイムを短縮し、お客様へのサービス向上を図ります。品質管理・品質保証体制を強化し、グローバルでの品質保証体制を確立します。

##### ② 組織運営の効率化

グローバルでのITインフラを整備し、グループ経営基盤を構築します。

サプライチェーン最適化に向けて、日本、中国、米国、アジアの4生産拠点でのオペレーションの効率化、デリバリーの改善、在庫の圧縮をはかります。リンクチェーンで世界最大規模の生産量を誇るクサリの生産体制について、日本、米国、欧州を軸に最適化を図ります。

##### ③ 人への投資

社員の意識改革と組織の風土改革をすすめ、魅力ある組織作りを目指します。ダイバーシティを深化し、文化の異なるメンバーをまとめてチームワークを発揮し、グローバル市場で事業展開を推進するビジネスリーダーの育成を図ります。

#### (4) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、米国の不透明感、各地の情勢混乱に加え、中国の過剰生産能力削減政策による民間設備投資の低迷、軟調な天然資源マーケットなど、依然、先行きの不透明感は続いております。

一方で、新興国の産業構造の変化と、それに伴う安全性への意識の高まりといった変化も顕在化しつつあります。

このような環境の下、当社グループは、製品・サービス分野の拡充による事業拡大に加えて、既存事業の生産性と効率を高めることによって、利益とキャッシュ・フローの最大化を目指します。

#### 4 【事業等のリスク】

当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因については以下のものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日（平成29年6月22日）現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 経済情勢及び景気動向

当社グループ製品の需要は、設備投資等の経済情勢の変動により、大きな影響を受けることがあり、日本の景気動向だけではなく、特に、当社グループの売上規模が大きい米州、中国を含むアジア等の景気動向によって、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 当社グループの販売体制等について

###### ① 販売代理店との取引について

当社グループの販売は、一部の特殊製品等において、ユーザー顧客との直接取引を行っているものもありますが、主に販売代理店を通じて行っており、これら販売代理店に対して口銭や報奨金の支払いを行っております。

この販売代理店との長年に渡る協業体制の結果、当社グループは、各国において販売・サービス網を構築しており、様々な業種が当社グループ製品のユーザー顧客に含まれているものと認識しております。

当社グループは、販売代理店との間において、今後も友好的関係を構築・維持できるものと認識しておりますが、当社製品の販売は、販売代理店の営業活動に大きく依存しているため、販売代理店との関係悪化等により取引の継続が困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、平成29年3月期において、当社グループの連結売上高の100分の10以上を販売している販売代理店はありません。

###### ② 海外売上高の割合について

当期における海外の地域別売上高は以下のとおりであります。

(地域別売上高)

	米州	中国	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	24,742	5,034	4,925	1,523	1,785	38,012
連結売上高(百万円)	—	—	—	—	—	51,141
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	48.4	9.8	9.6	3.0	3.5	74.3

当期の当社グループの連結売上高に占める海外売上高の割合は74.3%となっております。とりわけ、米州地域及び中国・アジア地域での販売の依存度が高く、それぞれ48.4%及び19.5%を占めております。それらの地域における販売活動が低迷した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) カントリーリスク等について

当社グループは、日本国内に加えて、米州、中国、アジア、欧州等の諸外国で事業展開しております。海外の国・地域においては日本国内とは異なる経済的・社会的・政治的な要因等があります。

そのため、為替リスクのみならず、貿易摩擦等の経済に起因するリスク、文化や慣習の違いから生ずる労務問題や地域特有の疾病等といった社会的なリスク、戦争、テロといった国際政治に関わるリスク、加えて、商習慣の違いにより取引先との関係構築においても予想し得ないリスク等、予測不可能な事態が生じる可能性があります。

このようなリスクが顕在化した場合、製造工程での生産性低下、販売活動の中断等による影響が懸念され、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社グループは国内外を問わず、同業他社との厳しい競合環境の中にあり、同業他社による廉価販売又は新製品開発等の状況によっては、当社グループの競争力が損なわれる可能性も否定できません。

したがって、当社グループのブランド力、販売価格、商品性等が競合他社と比較し、優位性を維持できない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品の欠陥による影響について

当社グループは、ISO規格に準拠した品質管理基準に従って各種の製品を製造しております。

しかしながら、全ての製品について欠陥がなく、かつ品質不良等が全く発生しない保証はなく、将来的にリコール、苦情又はクレーム等が発生しないという保証もありません。

このような事態が発生した場合には、当社グループブランドに対する顧客の信頼が著しく低下する可能性があり、当社グループへの評価のみならず、業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは、現在、製造物賠償責任保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできている保証はありません。また、引き続きこのような保険に許容できる条件で加入できるとも限りません。

大規模なリコールや製造物賠償責任につながるような製品の欠陥は、多額のコストや当社グループの評価に重大な影響を与え、それによる売上の低下、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 主要原材料及び部品等の調達による影響について

当社グループは、原材料及び購入部品等の多くを外部から購入し、適時、適量の確保を前提とした生産体制をとっております。

当社グループは調達リスク等の回避のため、複数社からの購入を基本としておりますが、一部に、一社からのみ購入する部品があるほか、一部の部品の加工等についても同様に特定の発注先に対して外注を行っております。

このため、当社製品の生産が急増した場合、これら部品の調達が不安定になり、不足等が発生する可能性があります。また、購入先や発注先の経営状態等にも影響を受ける可能性があります。

現状においては、これらの調達先以外から適時に代替品を入手することは難しく、このような事態が長期にわたった場合、当社グループの生産体制に悪影響を及ぼし、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、鋼材等の原材料市場において、需給バランスが崩れることによる原材料価格の高騰が、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の生産拠点への集中、依存について

当社グループの主な生産設備は、山梨県又は海外の特定地域に集中しているため、万が一、当該地域で大規模な震災、水害又はその他の災害等が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 為替環境等による影響について

当社グループの主要な生産拠点が日本である一方、近年海外での売上が増大しております。

当社グループには、海外子会社、外貨建ての売上や資産があるため、外国為替相場の変動により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、為替相場の変動は、仕入原材料の価格等に影響を与える可能性があります。

(9) 人材確保について

当社グループの発展、成長の糧である人材が適所において確保できない状況又は当社グループがこれまで培ってきた重要な技能・技術の伝承が中断してしまう状況等が顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システム化について

当社グループは、製造・販売・その他の面において、業務合理化のため、業務の一部を電算化、システム化又はオートメーション化しており、情報端末、通信回線等にかかるシステム異常の発生等の重大な障害が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制、業界自主規制、税制等による規制強化、規制緩和の影響について

当社グループは、日本国内のみならず、事業展開する各国において、事業の許認可、国家安全保障、独占禁止、通商、為替、租税、特許、環境等、様々な法的規制を受けております。

当社グループは、これらの法的規制の遵守に努めておりますが、将来これらの法的規制を当社グループが遵守できない場合、また、当社グループの営む各事業の継続に影響を及ぼすような法的規制が課せられる場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 知的財産権の保護について

当社グループは独自に開発した技術等を有しており、特許権等の取得等により、当該知的財産権の保護に努めております。また、特許を取得した場合、申請対象となる技術等が推定又は模倣される危険性があるため、特許権等の取得にはなじまない技術等があり、それらについては、別途、当該知的財産権の保護に努めております。

しかしながら、当社グループの知的財産権を第三者によって不正使用され、当社グループが当該第三者に対して訴訟を提起する場合、当社グループが不正使用したとして訴訟を提起される場合等、多額の費用を要する可能性があります。

(13) 繰延税金資産にかかるリスクについて

当社グループは、将来の課税所得に関して合理的かつ保守的な見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。

なお、政府で税制関連の法令改正がなされた場合、繰延税金資産の計算に一時的に影響を及ぼす可能性があります。これらの結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### (1) 技術受入契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社キトー (当社)	三菱電機FA 産業機器株式会社	日本	新形ロープホイスト	共同開発	平成18年1月5日から 平成30年1月4日まで

(注) 1 対価として、共同開発契約書に基づくロイヤリティを支払います。

2 契約期間満了前までに申し出がない場合は、1年間毎の自動更新となっており、有価証券報告書提出日現在自動更新しております。

### (2) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社(以下「貸付人」という。)との「コミットメントライン契約」の締結

当社(以下、「借入人」という。)は、平成28年2月29日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「コミットメントライン契約」を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先 株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社
2. 貸付極度額 7,000百万円
3. 借入金額 本書提出日現在残高 一 百万円
4. 契約期間満了日 平成31年3月29日
5. 主な借入人の義務 (1) 借入人及びその子会社の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告。 (2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供をしない。 (3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない。 (4) 次の財務制限条項を遵守すること。 ① 平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額＋自己株式の金額)を、(i)平成27年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 ② 平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額－非支配株主持分の金額＋自己株式の金額)を、(i)平成27年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 ③ 平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続として損失としないこと。

(3) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社(以下「貸付人」という。)との「シンジケートローン契約」の締結

当社(以下、「借入人」という。)は、平成26年12月24日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「シンジケートローン契約」を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社
2. 当初借入金額	118百万USドル
3. 借入金額	本書提出日現在残高 91百万USドル
4. 最終返済日	平成37年1月27日
5. 主な借入人の義務	(1) 借入人及びその子会社の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告 (2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供をしない (3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない (4) 次の財務制限条項を遵守すること ① 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額+自己株式の金額)を平成26年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。 ② 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-非支配株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。 ③ 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。

(4) 株式会社三井住友銀行(以下「貸付人」という。)との「特殊当座借越契約書」

当社(以下、「借入人」という。)は、平成28年9月28日付で、貸付人と、当座借越契約書を締結しております。  
主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先 株式会社三井住友銀行
2. 当初借入金額 6,000百万円
3. 借入金額 本書提出日現在残高 5,462百万円
4. 契約期限 平成29年8月23日
5. 主な借入人の義務 (1) 借入人が、以下の各事由の一つにでも該当した場合は、貸付人は、当該契約における借越極度・基準金利・利幅の他既存の借越金にかかる基準金利、利幅の見直しについて借入人に協議できるものとする。借入人はこの貸付人からの協議の申し出に応じなければならない。 ① インタレストカバレッジレシオ1以下 ② 2期以上連続で当期利益が赤字 ③ 債務超過 ④ その他貸付人が取引条件の見直しを必要と認める客観的な事由が生じた場合  (2) 借入人が、前項の各事由に該当した場合でも、借入人貸付人間の銀行取引約定書における期限の利益喪失条項の適用は妨げられないものとする。

## 6 【研究開発活動】

### (1) 研究開発活動の方針

当社グループは、マテリアル・ハンドリングの分野において、お客様に継続的な満足と感動を提供することを企業の存在価値とし、その目的達成のため、「品質」「価格」「顧客サービス」「革新」を追求し、研究開発活動においては、常に技術革新に努め、お客様に有益で、かつ独創的な製品の開発に精力的にチャレンジすることを方針としております。

### (2) 研究開発体制

当社グループの研究開発体制は、開発部が主体となり、テーマ内容により組織横断的な体制が必要となる場合にはプロジェクト体制をとる等、状況に応じた効率的な研究開発体制をとっております。開発テーマには、要素研究テーマと製品開発テーマがありますが、要素研究テーマは会社の将来を担う重要なものであり、製品のコア技術となるものを製品開発に先立って進めております。

### (3) 研究開発の主な成果

当連結会計年度の研究開発活動は、現行基幹製品の徹底したコストパフォーマンスの向上と、将来の事業拡大を考慮した基礎・応用研究から製品開発・モデルチェンジまでを進めております。主な成果としては、軽量、コンパクトな「キトーチェーンブロックCX形」500kgタイプを開発し国内市場にて、また独自のインバータ制御で荷揺れを最小限に抑える「ロープホイストRY形」5tローヘッドタイプを開発し、国内、ブラジル、タイ市場にて販売を開始しました。またビルやマンションの大型化に伴い、長尺な吊り荷を水平吊りから垂直吊りにリモート操作で変更できる大型反転機「新建十くん」を開発し国内市場にて販売いたしました。米国市場においては、発火性、爆発性の雰囲気がある場所で使用可能な「防爆形チェーンホイストRCB」を販売開始、さらにチェーンスリング部材、その他産業用チェーンの品揃えを一部拡大しました。

当連結会計年度における研究開発費の総額は776百万円であり、日本で703百万円、米州で17百万円、中国で54百万円であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日(平成29年6月22日)現在において、当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、並びに報告期間における収益・費用の報告金額に与えるような見積り・予測を必要とします。結果としてこのような見積りと実績が異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社グループの連結財務諸表の作成において使用される重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費に基づき計上しております。

#### ④ 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### ⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### ⑥ 繰延税金資産

繰延税金資産について、将来の課税所得及び継続的な税務計画をもって検討し、繰延税金資産の全部又は一部について将来回収可能性がないと判断した場合、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上しております。

#### ⑦ 未払費用

未払費用に計上している売上割戻金について、当該期間に関わる費用を過去の一定期間の支払実績率により計上しております。

#### ⑧ 退職給付に係る会計処理の方法

##### イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

#### ⑨ 固定資産の減損

地理的な配置及び事業性の有無等、資産の性質を基本単位とし、連結子会社については原則として各社を一つの単位として、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個別単位に資産をグルーピングしております。

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。

## (2) 財政状態の分析

### ① 資産

資産合計は60,137百万円と前連結会計年度末に対し502百万円減少いたしました。これは、受取手形及び売掛金の減少621百万円、商品及び製品の増加1,394百万円、繰延税金資産（流動）の減少527百万円、投資有価証券の減少598百万円等によるものです。

### ② 負債

負債合計は38,897百万円と前連結会計年度末に対し4,298百万円増加いたしました。これは、短期借入金の増加4,971百万円、未払法人税等の減少516百万円等によるものです。

### ③ 純資産

純資産合計は21,239百万円と前連結会計年度末に対し4,800百万円減少いたしました。これは、利益剰余金の増加1,147百万円、自己株式の増加5,462百万円、為替換算調整勘定の減少665百万円等によるものです。

## (3) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおり、売上高は51,141百万円（前期比8.4%減）、営業利益4,208百万円（前期比19.4%減）、経常利益3,249百万円（前期比29.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,897百万円（前期比24.0%減）となりました。

## (4) 戦略的現状と見通し

当社グループは、「あらゆる市場で最も信頼される巻上げ（反重力）機器メーカーを目指す」ことをビジョンに掲げ、平成29年3月期から平成33年3月期までの、5カ年の中期経営計画を策定いたしました。

新しい中期経営計画においては「高収益体質への回帰」、「製品ポートフォリオ拡充による成長」、「真のグローバル企業への組織進化」の3つを経営目標とし、既存事業の生産性と効率を高めるとともに、製品分野と製品品揃えの拡充による事業の拡大をはかります。

利益とキャッシュ・フローを最大化することで、中長期的な営業利益とEBITDAを拡大し、EBITDAは、平成28年3月期の74億円から、中期経営計画の最終年度である平成33年3月期には130億円の実現を目指します。

## (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

### ① キャッシュ・フロー

当社グループの資金状況は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

### ② 資金需要

当社グループの資金需要のうち主なものは、製品製造のための材料及び部品の購入のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。営業費用の主なものは人件費及び広告費等のマーケティング費用であります。

### ③ 研究開発費

当社グループの研究開発費は、販売費及び一般管理費の一部として計上されておりますが、研究開発部門に携わる人件費が主要な部分を占めております。

### ④ 借入金

当社グループは、株式会社三井住友銀行他3行と運転資金を対象としたコミットメントライン契約とシンジケートローン契約を締結しております。

平成29年3月31日現在、運転資金を対象としたコミットメントライン契約による借入金残高はなく、シンジケートローン契約による借入金残高は11,334百万円であります。また、子会社の現地での借入金残高は1,316百万円であります。

### ⑤ 財務政策

当社グループは、運転資金及び設備投資資金については借入金及び自己資金で賄っております。また、資金需要の高い子会社については外部からの借入も利用しております。

当社グループは、営業活動によるキャッシュ・フローを中心に財務の健全性に気を配りつつ、外部からの借入金も活用し資金需要を賄っていく予定であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は2,239百万円であり、日本においては、主に工場建屋耐震補強工事、塗装ライン及び切削関連設備等の導入を中心に1,388百万円の投資等を行いました。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

##### (1) 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社工場 (山梨県中巨摩 郡昭和町)	日本	生産設備	2,154	1,713	983 (160,024)	109	236	5,197	416
	日本	その他の 設備	48	5	15 (2,688)	0	27	96	36
東京本社 (東京都新宿区)	日本	販売設備	25	—	— (—)	—	9	35	117

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「建設仮勘定」の合計であります。  
 4 上記の他、主要な賃借設備の内容はありません。

## (2) 在外子会社

平成29年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Harrington Hoists, Inc. (アメリカ合衆国 ペンシルバニア州)	米州	販売設備	220	117	55 (25, 213)	32	425	229
Peerless Chain Co., Inc. (アメリカ合衆国 ミネソタ州)	米州	生産設備	153	1,998	42 (13, 152)	145	2,339	314
江陰凱澄起重機械 有限公司 (中華人民共和国 江蘇省江陰市)	中国	生産設備	1,191	844	— (—)	25	2,062	588
Kito Europe GmbH (ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ)	欧州	販売設備	2	14	— (—)	8	25	40
SIAM KITO CO., LTD. (タイ王国 チョンブリ県)	アジア	生産設備	396	178	138 (32, 592)	66	778	229
		賃貸不動産	149	—	117 (17, 032)	—	267	
KITO KOREA CO., LTD. (大韓民国 京畿道城南市)	アジア	販売設備	190	37	146 (4, 955)	11	385	38
ARMSEL MHE PVT. LTD. (インド共和国 カルナタカ州)	アジア	生産設備	39	42	100 (11, 650)	6	189	142
PWB Anchor Pty. Ltd. (オーストラリア連邦 ビクトリア州)	その他	生産設備	61	182	— (—)	24	268	66

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「リース資産」、「建設仮勘定」の合計であります。

4 上記の他、主要な賃借設備の内容はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	本社工場 (山梨県 中巨摩郡 昭和町)	日本	社内基幹シ ステム	938	918	自己資金 外部借入	平成25年 2月	平成29年 7月	維持更新
			サブ変電所 老朽化対策	236	—	自己資金 外部借入	平成29年 4月	平成29年 9月	維持更新
			本社工場イ ンフラ監視 設備老朽化 対策	93	—	自己資金 外部借入	平成29年 4月	平成30年 3月	維持更新
			本社工場耐 震補強対策	52	—	自己資金 外部借入	平成29年 4月	平成30年 3月	維持更新

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項は、ありません。

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 1 【株式等の状況】

###### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	94,000,000
計	94,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月22 日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,048,200	27,048,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	27,048,200	27,048,200	—	—

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## ① 第5回新株予約権

定時株主総会の特別決議及び取締役会決議(平成21年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	170 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,000 (注) 1・5・6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 537 (注) 2・6	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月25日～ 平成31年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 537 資本組入額 269 (注) 6	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成21年6月25日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。  
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間  
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件  
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件  
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下に準じて決定する。
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

### 5 下記期日をもってストック・オプションが放棄されております。

平成23年3月31日付

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| ① 新株予約権放棄数               | 100個     |
| ② 新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数 | 普通株式100株 |

- 6 当社は平成25年4月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。
- また、当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

② 第7回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成21年6月24日)及び取締役会決議(平成22年5月25日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	325 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,000 (注) 1・5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 605 (注) 2・5	同左
新株予約権の行使期間	平成24年5月26日～ 平成32年5月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 605 資本組入額 303 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。  
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成22年5月26日。以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

#### (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

#### (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

#### (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

#### (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

#### (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

- 5 当社は平成25年4月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。
- また、当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

③ 第9回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成22年6月24日)及び取締役会決議(平成23年5月26日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	150 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000 (注) 1・5・6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 391 (注) 2・6	同左
新株予約権の行使期間	平成25年5月27日～ 平成33年5月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 196 (注) 6	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成23年5月27日。以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
- なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

#### (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

#### (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

#### (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

#### (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

#### (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

- 5 下記期日をもってストック・オプションが放棄されております。

平成23年10月19日

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| ① 新株予約権放棄数               | 100個     |
| ② 新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数 | 普通株式100株 |

平成25年4月30日

- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| ① 新株予約権放棄数               | 100個        |
| ② 新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数 | 普通株式10,000株 |

平成25年12月31日

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| ① 新株予約権放棄数               | 50個        |
| ② 新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数 | 普通株式5,000株 |

- 6 当社は平成25年4月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

また、当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

④ 第10回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成24年6月22日)及び取締役会決議(平成25年5月28日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	100 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注) 1・5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 853 (注) 2・5	同左
新株予約権の行使期間	平成27年5月29日～ 平成35年5月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 853 資本組入額 427 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成25年5月29日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
- なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間  
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件  
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件  
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下に準じて決定する。
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
  - (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- 5 当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

⑤ 第11回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成25年6月20日)及び取締役会決議(平成26年5月27日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	300 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 (注) 1・5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,140 (注) 2・5	同左
新株予約権の行使期間	平成28年5月28日～ 平成36年5月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,140 資本組入額 570 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成26年5月28日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

#### (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

#### (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

#### (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

#### (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

#### (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

- 5 当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

⑥ 第12回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成26年6月24日)及び取締役会決議(平成27年5月26日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	50 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,252 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年5月27日～ 平成37年5月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,252 資本組入額 626	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成27年5月27日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。  
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間  
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件  
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件  
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下に準じて決定する。
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

⑦ 第13回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成27年6月23日)及び取締役会決議(平成28年5月31日)		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	200 (注)1・5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000 (注)1・5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 891 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成30年6月1日～ 平成38年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 891 資本組入額 446	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成28年6月1日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を

調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 下記期日をもって、新株予約権が放棄されております。

平成29年3月31日

① 新株予約権放棄数200個

② 新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数 普通株式40,000株

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日 (注) 1	13,388,859	13,524,100	—	3,976	—	5,199
平成26年10月1日 (注) 2	13,524,100	27,048,200	—	3,976	—	5,199

(注) 1 平成25年4月1日付をもって1株を100株に株式分割し、発行済株式総数が13,388,859株増加しており、発行済株式総数残高が13,524,100株となっております。

2 平成26年10月1日付をもって1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が13,524,100株増加しており、発行済株式総数残高が27,048,200株となっております。

## (6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	28	25	76	94	3	4,722	4,948	—
所有株式数 (単元)	—	72,604	3,931	13,462	61,155	90	119,227	270,469	1,300
所有株式数 の割合(%)	—	26.843	1.453	4.977	22.610	0.033	44.081	100.00	—

(注) 自己株式6,737,059株は、「個人その他」に6,737単元及び「単元未満株式の状況」に59株を含めて記載しております。

## (7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,825,200	6.75
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部)	OGIER FIDUCIARY SERVICES, CAYMAN ISLAND LIMITED, 89 NEXUS WAY, CAMANA BAY, GRAND CAYMAN KYI 9007, CAYMAN ISLAND(東 京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,785,000	6.60
日本マスタートラスト信託銀行 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,212,100	4.48
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	896,200	3.31
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サ ックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	828,100	3.06
株式会社YKキャピタル	山梨県甲府市古府中町6028-14	740,000	2.74
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	670,400	2.48
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	225 LIBERTY STREET, NEW YORK, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1品川インター シティA棟)	559,600	2.07
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク・エ ス・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1, OSLO 0107 NORWAY (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	512,200	1.89
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	462,700	1.71
計	—	9,491,500	35.09

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 3,184,100株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,212,100株

2 上記のほか当社所有の自己株式6,737,059株(24.91%)があります。

- 3 公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みさき投資株式会社が以下のとおり、当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有の株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

報告義務発生日	提出日	氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
平成28年6月8日	平成28年6月15日	みさき投資株式会社	東京都港区南青山5-11-1 櫻井ビル3F	2,594,900	9.59

#### 4 主要株主の異動

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付 (以下「本自己株式の取得」) を行い、前事業年度末現在主要株主であったKONECRANES FINANCE CORPORATIONが保有する当社普通株式の全部をもって本自己株式の取得に応じ、当社はその98%以上を取得したため、同社は、当社の主要株主でなくなりました。また、本自己株式の取得に伴い、みさき投資株式会社が関東財務局に平成28年6月15日付で提出した大量保有報告書に係る変更報告書において株券等保有割合が9.59%とされている同社が、新たに当社の主要株主となります。

なお、上記については、当該株主より提出された大量保有報告書(変更報告書)に基づき記載しており、当社として当該株主名簿の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,737,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,309,900	203,099	—
単元未満株式	普通株式 1,300	—	—
発行済株式総数	27,048,200	—	—
総株主の議決権	—	203,099	—

## ② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キトー	山梨県中巨摩郡昭和町 築地新居2000番地	6,737,000	—	6,737,000	24.91
計	—	6,737,000	—	6,737,000	24.91

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成21年6月24日定時株主総会及び取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成21年6月24日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第5回新株予約権	
決議年月日	平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成21年6月24日定時株主総会及び平成22年5月25日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成22年5月25日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第7回新株予約権	
決議年月日	平成22年5月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成22年6月24日定時株主総会及び平成23年5月26日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月24日開催の定時株主総会及び平成23年5月26日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第9回新株予約権	
決議年月日	平成23年5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成24年6月22日定時株主総会及び平成25年5月28日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成24年6月22日開催の定時株主総会及び平成25年5月28日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第10回新株予約権	
決議年月日	平成25年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成25年6月20日定時株主総会及び平成26年5月27日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成25年6月20日開催の定時株主総会及び平成26年5月27日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第11回新株予約権	
決議年月日	平成26年5月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成26年6月24日定時株主総会決議及び平成27年5月26日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成26年6月24日開催の定時株主総会及び平成27年5月26日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第12回新株予約権	
決議年月日	平成27年5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成27年6月23日定時株主総会決議及び平成28年5月31日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成27年6月23日開催の定時株主総会及び平成28年5月31日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第13回新株予約権	
決議年月日	平成28年5月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成28年6月21日定時株主総会決議及び平成29年5月30日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成28年6月21日開催の定時株主総会及び平成29年5月30日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第14回新株予約権	
決議年月日	平成29年5月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 2名及び執行役員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	100,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,206 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成31年5月31日～平成39年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,206 資本組入額 603
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
- なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間  
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件  
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件  
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下に準じて決定する。
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

#### 5 新株予約権の額

新株予約権の額は、割当日における諸条件をもとに、一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される額とする。

(平成29年6月21日定時株主総会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成29年6月21日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成29年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く)4名及び執行役員(人数は未定)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	200,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定(注)2
新株予約権の行使期間	付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
- なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

#### (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

#### (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

#### (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

#### (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

#### (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

### 5 新株予約権の額

新株予約権の額は、割当日における諸条件をもとに、一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される額とする。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会（平成28年9月26日）での決議状況 （取得期間 平成28年9月27日～平成28年9月27日）	5,950,000	6,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	5,950,000	5,462
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（%）	—	—

（注）株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による取得であります。なお、当該決議による自己株式の取得は、平成28年9月27日をもって終了しております。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	43	0
当期間における取得自己株式	—	—

（注）当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（ — ）	—	—	—	—
保有自己株式数	6,737,059	—	6,737,059	—

（注）当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対し、会社の業績を勘案した適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるために内部留保資金の充実を図ることが重要であると考えております。

この方針に従って、剰余金の配当は連結での配当性向20%以上を目処として、連結業績や財務状況を総合的に勘案の上決定し、配当水準の向上に努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、期初の計画に従い、中間配当1株当たり14円に、期末配当1株当たり14円を加えた年間28円(連結配当性向34.0%)としております。

今後当社グループといたしましては、内部留保資金を活用しながら財務体質の一層の強化と世界的視野に立った事業展開を推進し、引き続き業績の拡大に邁進する所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

基準日が当連結会計年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年11月14日 取締役会決議	284	14.00
平成29年6月21日 定時株主総会決議	284	14.00

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	103,400	2,368	3,065 ※1,412	1,335	1,346
最低(円)	53,500	910	1,845 ※1,082	681	696

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 平成25年4月1日付にて、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。

3 ※は、株式分割(平成26年10月1日付、1株につき2株の割合をもって分割)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	999	1,129	1,318	1,346	1,280	1,297
最低(円)	932	875	1,108	1,227	1,150	1,147

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員状況】

男性10名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	社長執行役員	鬼頭 芳雄	昭和38年6月4日	昭和63年11月 当社入社 平成4年6月 取締役 平成10年6月 常務取締役 平成11年4月 専務取締役 平成12年7月 専務取締役 専務執行役員 平成17年4月 代表取締役副社長 副社長執行役員 平成18年1月 代表取締役社長 社長執行役員 平成23年11月 代表取締役社長 社長執行役員 国内営業本部長 平成25年4月 代表取締役社長 社長執行役員 東アジア事業本部長 平成25年12月 代表取締役社長 社長執行役員 東アジア事業本部長 兼 グロー バルソリューション本部長 平成26年4月 代表取締役社長 社長執行役員 兼 グローバルソリューション本 部長 平成28年4月 代表取締役社長 社長執行役員 兼 Chief Product Officer 平成29年1月 代表取締役社長 社長執行役員 (現任)	(注) 3	162,500
				(他の法人等の代表状況)		
				平成18年1月 江陰凱澄起重機械有限公司 董事長		
				平成23年5月 KITO Americas, Inc./ Chairman		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
取締役 副社長	副社長執行役員 Co-Chief Market Officer	Edward W. Hunter	昭和40年7月3日	昭和63年5月	オーウェンズ・アンド・マイナー・インコーポレイテッド 入社	(注) 3	40,000
				平成2年4月	ボランティア・ホスピタルズ・オブ・アメリカ 入社		
				平成5年6月	スチュアート・メディカル (現オーウェンズ・アンド・マイナー・インコーポレイテッド)入社 部長		
				平成8年9月	W.W. グレンジャー・インコーポレイテッド入社 シニア・ディレクター		
				平成16年5月	当社関係会社ハーリントン・ホイスト・インコーポレイテッド入社 取締役社長		
				平成20年4月	当社入社 執行役員 兼 当社関係会社キトー・アメリカズ・インコーポレイテッド取締役社長 兼 ハーリントン・ホイスト・インコーポレイテッド取締役社長		
				平成23年4月	当社常務執行役員米州事業管掌 兼 米州事業本部長 兼 当社関係会社キトー・アメリカズ・インコーポレイテッド取締役社長 兼 関係会社ハーリントン・ホイスト・インコーポレイテッド取締役社長		
				平成25年4月	当社常務執行役員米州・EMEA事業管掌 兼 米州・EMEA事業本部長 兼 当社関係会社キトー・アメリカズ・インコーポレイテッド取締役社長 兼 関係会社ハーリントン・ホイスト・インコーポレイテッド取締役社長		
				平成28年4月	当社副社長執行役員 Co-Chief Market Officer 兼 KITO Americas, Inc. / Director 兼 Harrington Hoists, Inc. / Director 兼 PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. / Chairman & Director 兼 Peerless Chain Co., Inc. / Chairman & Director		
				平成28年6月	当社取締役副社長 副社長執行役員 Co-Chief Market Officer(現任)		
				(他の法人等の代表状況)			
平成26年8月	PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. / Chairman & Director						
平成26年8月	Peerless Chain Co., Inc. / Chairman & Director						
平成28年4月	KITO Americas, Inc. / Director						
平成28年4月	Harrington Hoists, Inc. / Director						

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
専務取締役	専務執行役員 Chief Administration Officer 兼 経営管理本部長	宮脇 彰秀	昭和33年8月4日	昭和57年4月	トヨタ自動車販売株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社	(注)3	3,700
				平成2年9月	ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社		
				平成6年6月	ウィリアム・エム・マーサー株式会社(現 マーサージャパン株式会社)取締役		
				平成9年8月	クライスラージャパンセールス株式会社人事総務本部長及びクライスラーアジアパシフィック地域本社副社長		
				平成12年5月	SAPジャパン株式会社 バイスプレジデント		
				平成15年6月	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社メディカルカンパニーバイスプレジデント		
				平成18年4月	同社シニアバイスプレジデント		
				平成20年10月	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス 専務執行役員		
				平成25年11月	当社入社		
				平成25年12月	常務執行役員 経営企画室・経営管理本部管掌		
				平成27年6月	常務取締役 常務執行役員 経営企画室・経営管理本部管掌		
				平成28年4月	専務取締役 専務執行役員 Chief Administration Officer		
				平成29年4月	専務取締役 専務執行役員 Chief Administration Officer 兼 経営管理本部長(現任)		
				(他の法人等の代表状況)			
				平成27年6月	KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD. / DIRECTOR		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
常務取締役	常務執行役員 Chief Quality Office Chief Manufacturing Officer 兼 品質保証本部長 兼 調達本部長	譲原 経男	昭和32年12月26日	昭和55年4月	当社入社	(注) 3	23,600
				平成19年4月	執行役員 技術開発副本部長 兼 開発部長		
				平成21年4月	執行役員 技術開発本部長 兼 開発部長		
				平成21年10月	執行役員 技術開発本部長 兼 製造副本部長 兼 開発部長		
				平成22年4月	執行役員 技術開発本部長 兼 製造本部長 兼 開発部長		
				平成22年6月	取締役 執行役員 技術開発本 部長 兼 製造本部長 兼 開 発部長		
				平成23年4月	常務取締役 常務執行役員 グ ローバル生産・品質保証・技術 開発本部管掌 兼 技術開発本 部長		
				平成25年4月	常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証・技 術開発本部管掌 兼 調達本部長		
				平成25年12月	常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証管掌		
				平成27年4月	常務取締役 常務執行役員 グ ローバル生産・品質保証管掌 兼 調達本部長		
平成28年4月	常務取締役 常務執行役員 Chief Quality Officer 兼 品質保証本 部長						
平成29年4月	常務取締役 常務執行役員 Chief Quality Officer、Chief Manufacturing Officer 兼 品質保証本部長 兼 調達本部長 (現任)						
(他の法人等の代表状況)							
			平成23年4月	江陰凱澄起重機械有限公司 董事			
取締役	—	淡輪 敬三	昭和27年9月19日	昭和53年4月	日本鋼管株式会社入社	(注) 3	53,600
				昭和62年7月	マッキンゼー・アンド・カンパ ニー・インク・ジャパン入社		
				平成5年7月	同社 パートナー		
				平成9年7月	ワトソンワイアット株式会社(現 タワーズワトソン株式会社)代表 取締役社長		
				平成19年2月	当社取締役(現任)		
				平成25年7月	タワーズワトソン株式会社取締 役会長		
				平成26年7月	タワーズワトソン株式会社シニ アアドバイザー(現任)		
				平成28年1月 平成28年2月	タワーズワトソン株式会社 退社 株式会社ビービット 顧問 (現任)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	中村 克己	昭和28年6月23日	昭和53年4月 平成12年1月 平成13年4月 平成15年7月 平成20年5月 平成21年6月 平成25年6月 平成26年6月 平成28年6月 平成28年6月	日産自動車株式会社入社 同社プログラム管理室 プログラムディレクター 同社常務執行役員 東風汽車有限公司総裁 ルノー社EVP ルノー社EVP兼日産自動車株式会 社取締役 カルソニックカンセイ株式会社 取締役会長(現任) 日産自動車株式会社取締役退任 当社取締役(現任) カルソニックカンセイ株式会 社会長(現任)	(注)3	—
取締役	—	平井 孝志	昭和40年2月24日	平成元年1月 平成9年7月 平成12年3月 平成13年4月 平成15年9月 平成26年9月 平成27年4月 平成29年2月 平成29年3月 平成29年6月	ベイン・アンド・カンパニー・ ジャパン・インコーポレイテ ッド入社 デル株式会社法人マーケティング ・ディレクター 株式会社クレイフィッシュ取締 役チーフ・マーケティング・オ フィサー スターバックスコーヒージャパ ン株式会社経営企画部門長/ オフィサー 株式会社ローランドベルガー執 行役員シニアパートナー 慶應義塾大学大学院経営管理研 究科特別招聘教授(現任) 早稲田大学大学院経営管理研 究科客員教授(現任) 株式会社ローランドベルガー執 行役員シニアパートナー退任 筑波大学大学院 ビジネスサイエ ンス系 国際経営プロフェッショ ナル専攻 教授(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	—
常勤監査役	—	米山 健太郎	昭和33年4月14日	昭和56年4月 平成18年8月 平成23年4月 平成27年4月 平成27年6月	当社入社 内部監査室 室長 人事総務部 部長 監査役付 部長 当社常勤監査役(現任)	(注)4	13,000
監査役	—	安永 雅俊	昭和27年4月14日	昭和59年4月 昭和63年8月 平成3年10月 平成6年12月 平成7年1月 平成19年2月	弁護士登録 長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)入 所 イリノイ大学カレッジ・オブ・ ローに留学 長島・大野法律事務所(現 長 島・大野・常松法律事務所)復帰 島澤 若井 法律事務所(現 島 澤 若井 安永 法律事務所)入 所 同社 パートナー(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	17,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	濱田 清仁	昭和32年11月30日	昭和60年10月 平成元年4月 平成9年2月 平成10年2月 平成10年4月 平成19年6月	監査法人トーマツ(現 有限責任 監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 監査法人トーマツ(現 有限責任 監査法人トーマツ)退所 税理士登録 よつば総合会計事務所開設 パートナー就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	5,300
計							319,600

- (注) 1 取締役 淡輪敬三、中村克己及び平井孝志の各氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役 安永雅俊及び濱田清仁の各氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成29年6月21日開催の定時株主総会から、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 監査役任期は、平成27年6月23日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は次の16名であります。

地位	氏名	担当
社長執行役員	鬼頭 芳雄	Chief Executive Officer
副社長執行役員	Edward W. Hunter	Co-Chief Market Officer
専務執行役員	宮脇 彰秀	Chief Administration Officer 兼 経営管理本部長
常務執行役員	譲原 経男	Chief Quality Officer、Chief Manufacturing Officer 兼 品質本部長 兼 調達本部長
常務執行役員	黄 瓏琳	Co-Chief Market Officer 兼 中国事業本部長
常務執行役員	遲澤 茂樹	Chief Financial Officer、財務管理本部・事業戦略本部管掌 兼 財務管理本部長 兼 事業戦略本部長
執行役員	河野 俊雄	KGO Projectオーナー
執行役員	堀内 守	アジア事業本部長
執行役員	Martin Rothe	EMEA事業本部長
執行役員	早川 公明	チェーン製造本部長
執行役員	山田 浩	Chief Product Officer 兼 技術開発本部長
執行役員	Scott D. Miller	PCHプロダクト担当
執行役員	森田 義雄	地域事業管理管掌
執行役員	Carlo Lonardi	米州事業本部長
執行役員	Marc Premont	米州事業本部副本部長
執行役員	小林 卓也	ホイスト製造本部長 兼 生産技術部長

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

すべてのお客様に、満足と感動を提供することを当社の存在価値と認識し、法令遵守に基づくキトー・コンプライアンス・マニュアル(企業倫理規範)を企業倫理の基本として、変動する社会、経済環境に対応した健全な意思決定を通じて株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

その上で、コーポレート・ガバナンスの充実のために、株主総会の充実、取締役会の改革、監査役の監査機能の強化、適時開示体制の強化等に取り組んでおります。

#### ① 企業統治の体制

##### イ 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、有価証券報告書提出日現在取締役7名で構成されております。取締役7名のうち、3名は社外取締役で独立役員として選任されており、当社の重要事項に関する意思決定を行っております。また、当社は、意思決定・監督機能と業務執行の分離による機動的な業務執行を図るため、執行役員制度(執行役員16名、うち、取締役兼務者4名)を導入しており、取締役会は社長以下の執行役員を選任し、各執行役員の業務執行を監督しております。更に、当社は、取締役会の諮問機関として、取締役5名で構成される指名報酬委員会を設置しております。取締役5名のうち、社外取締役3名を選任し、当委員会の独立性及び中立性を確保しつつ、業務執行結果を評価し、人事に反映することで取締役会による業務執行の監督者としての役割・責務を果たす経営形態を採用しております。

- ・取締役会は、原則月1回開催するほか、重要な決定事項等が生じた場合は必要に応じ臨時取締役会を開催しており、迅速かつ的確な経営判断が実施できる体制となっております。

当社取締役会は、当社グループの最高意思決定機関と位置づけられており、グループにかかる重要な意思決定は当社取締役会を通じて行い、グループ全体の統制を図っております。

また、代表取締役は具体的な職務執行状況について、毎月報告を行っております。

- ・執行役員会は、重要事項を詳細に審議し、各本部業務の総合調整と業務執行の意思統一を図ることを目的として、社長以下執行役員により、毎月取締役会開催前に開催しております。

また、各執行役員は「職務分掌・権限規則」及び「決裁権限規則」にて定められた職務分掌及び権限に従い、業務執行を行っております。

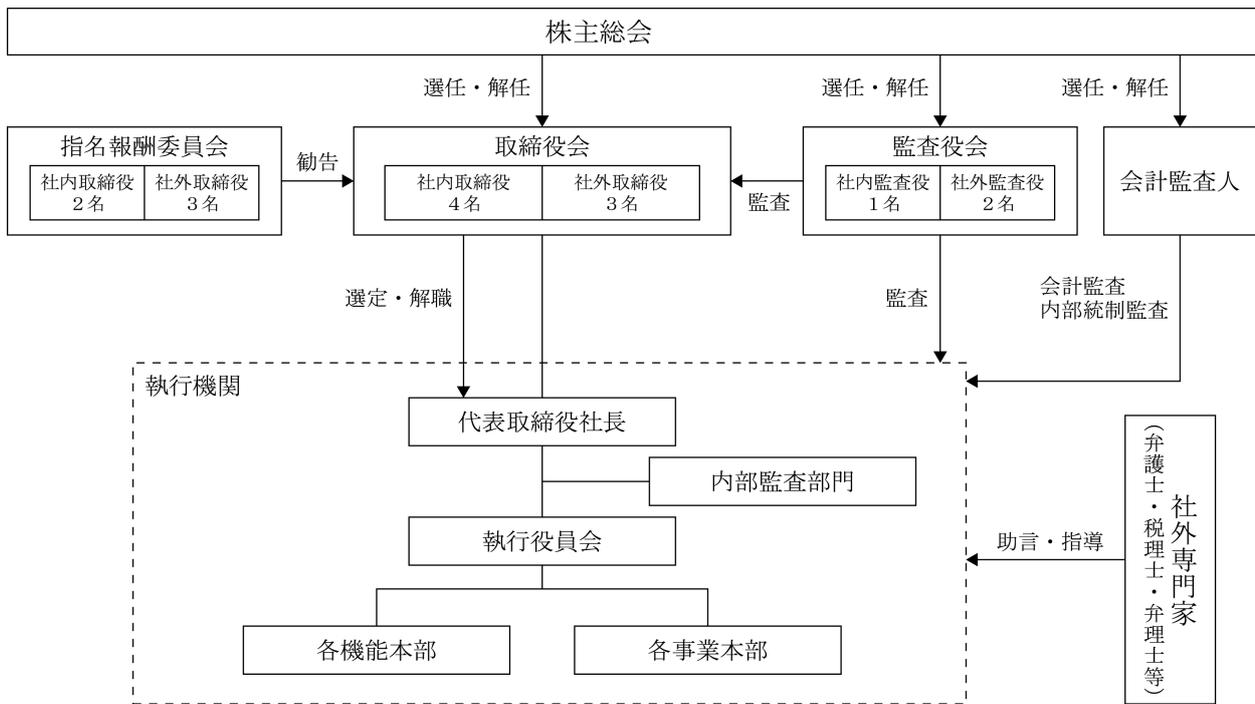
- ・指名報酬委員会は、取締役、監査役、執行役員及び子会社役員の候補者選任・解任・解職に係る事項並びに取締役、執行役員及び子会社役員の報酬等の内容に関して透明性及び公正性を向上させることを目的として、取締役会の諮問機関として、必要の都度、審議し取締役会に対し勧告を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、有価証券報告書提出日現在常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で監査役会を構成しております。

##### ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は、監査役設置会社であり、取締役会による業務執行の監督及び監視機能と監査役会による監査機能を有しております。それを、社外取締役と監査役会等の連携により強化しております。

製造業の経営経験者や戦略・経営コンサルタントとして製造業を始め各種業界について精通している社外取締役が経営者の見地から当社の業務執行を監督し、また、会計・法務等専門的見地を有する社外監査役及び当社出身の常勤監査役が内部監査部門である内部監査室等と連携して監査を行うことにより業務執行の適正性を確保していると考えているため、当社のコーポレート・ガバナンス体制として、次の概要図の体制を採用しております。



ハ その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において、経営の方針、計画、戦略等が決定され、これに基づく執行役員の職務の執行についてより実効性を高めるための内部統制システムの整備、運用を行っております。具体的には、組織管理、予算統制、業務文章、職務権限等に関する規程の整備・運用を通して、迅速かつ確かな業務執行を実践するための内部統制システムを運営しております。

また、業務執行状況については、取締役会等での進捗管理のほか、監査役及び内部監査室が監査を定期的実施しており、執行役員及び各部署長は、適宜、監査結果に対する改善計画を策定し実施しております。

・リスク管理体制の整備の状況

製造会社にとって潜在的に大きなリスク要因となりうる環境・品質・安全等の分野においては、社内にISO規格及び労働安全衛生法に定められたそれぞれの委員会を運営しております。環境と品質については、それぞれの委員会の指定する社員がISO監査委員となり、定期的に監査を実施しており、安全については、毎月1回以上の委員による安全巡視を行っております。環境と品質の監査結果及び安全衛生活動の状況については、監査役にも報告しております。

・提出会社の子会社の業務の適正を確保する為の体制整備の状況

当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため、当社及び子会社による稟議事項を規定する「グローバル決裁権限規則」及び子会社の取締役等からの事前稟議事項及び報告事項を規定する「関係会社管理規則」を制定し、両規則による稟議・報告体制を整備し、両規則に則った経営を推進しております。また、関係会社管理規則により、業績については、定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築しております。

さらに、当社は、リスク管理に関する基本規定(「リスク管理規定」)を制定し、これを当社グループのリスク管理に関する最上位規範として位置づけて、リスク管理事項を分掌する役員を任命するほか、リスク管理体制の当社主管部門として、法務担当部署を当社及び子会社のリスク管理事務局として定めて、リスク管理を推進することとしており、当社グループのリスク管理については、早急に体制整備と運用を行うこととしています。

このほか、当社内部監査室は、当社及び子会社の当該部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行っております。また、当社グループの取締役等、監査役(子会社でこれに相当する地位にある者を含む)又は使用人は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合、その内容を速やかに報告する体制としており、その上、当社グループの内部通報制度については、平成27年度に体制整備・運用を開始し、新規に株式取得した子会社にも展開しております。

## ニ 責任限定契約の内容の概要

当社では、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を同法第425条及び第426条に規定する限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

加えて、当社は、平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行されたことに伴い、定款を、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く)及び監査役との間でも責任限定契約を締結することができるよう改定し、平成27年6月23日付にて変更しております。

## ② 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査組織は、代表取締役社長直轄の専従組織として内部監査室を設置しており、マネージャー以下3名の体制としております。また、監査役監査の組織は、常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で構成される監査役会としております。

社外監査役2名のうち1名は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

また、社外監査役のもう1名は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、法務的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立役員として選任しております。

### イ 内部監査の状況

内部監査室は、財務報告に関する内部統制状況の内部監査を含めて、当社及び関係会社の経営に関する各種執行活動の各種基準等への準拠性及び業務の執行管理全般に関する内部監査を行い、当社並びに関係会社の業務の改善・経営の効率化を図っております。

内部監査担当者は、年間の計画に基づき監査を実施し、改善要求に対する被監査部門の取組状況の確認を行っております。

### ロ 監査役監査の状況

各監査役は、監査役会で決定された監査役監査計画に基づき監査を行うと共に、取締役会や執行役員会等の重要な会議へ出席し意見を述べる他、取締役の職務執行に関して厳正な監督・監査を行っており、取締役からの直接の聴取、重要書類の閲覧を行う等、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

また、効率的な監査、高水準の監査を遂行するため、定例監査役会を開催し、策定した監査役監査計画、監査の実施状況、監査結果等を検証しております。

更に、監査役は、ISO規格による環境及び品質に関する委員会の当社が資格付与した内部監査員による内部監査結果について、それぞれの委員会から報告を受けると共に、内部監査室の内部監査結果並びに会計監査人の監査終了後の監査実施概要及び監査結果についても、報告を受けております。

### ハ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、監査と内部統制部門との関係

内部監査室の内部監査結果は、会計監査人並びに監査役とも共有し、また、監査役は会計監査人と意見の交換、情報の聴取等を行い、必要に応じ監査に立ち会うなど、連携を図っております。また、内部監査室及び監査役は、会計監査人による監査結果を四半期毎に報告を受けております。

内部監査結果及び監査役監査結果は、内部統制部門である総務及び法務担当部署等にもフィードバックされ、社内の内部統制ルールの見直し等に繋げております。

### ③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名であります。また、社外監査役は2名であります。

#### イ 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

- ・社外取締役及び社外監査役個人と当社との、人的関係、資本的关系及び取引はございません。
- ・社外取締役及び社外監査役の当社所有株式数は、当報告書の「5 役員状況」に記載しているため、省略しております。
- ・社外取締役平井孝志氏が平成29年2月末まで執行役員シニアパートナーとして在任していました株式会社ローランドベルガーと当社の間で、「商標戦略やM&Aコンサルティング」等に関する取引がありますが、これは、一般消費者としての通常取引であり、又、その取引金額が当社と同社双方の売上高に占める割合は、夫々1パーセント未満であると共に、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

#### ロ 社外取締役及び社外監査役が当社のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

社外取締役 淡輪敬三氏は、経営コンサルタント並びに経営者としての豊富な経験を有していることから、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・経歴を当社の経営に反映して頂くために、当社の社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。毎月開催の取締役会に出席し、適切な助言、提言等を適宜行っております。

社外取締役 中村克己氏は、グローバル化の進展した自動車業界において、長年技術者・経営者として活躍してこられましたので、さらなるグローバル化を目指す当社にとり同氏の知見はきわめて有益と考え、また公正かつ客観的な意思決定と監督の確保のため、同氏を当社の社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。毎月開催の取締役会に出席し、適切な助言、提携等を適宜行っております。

社外取締役 平井孝志氏は、国際的に展開するコンサルティング・ファームにおける長年のコンサルタントとしての経験、及び日米の事業会社における経営陣としての経験を兼有しており、同氏の経験は、当社における戦略の立案と推進及び監督に必要と考え、当社の社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

社外監査役 安永雅俊氏は、当社社外監査役として10年4ヵ月の実績を有しており、かつ国内外における弁護士活動の豊富な経験、知識が当社の監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が図られるものと考え、当社の社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

社外監査役 濱田清仁氏は、当社社外監査役として10年間の実績を有しており、かつ公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、その専門性を、当社の業務執行の適法性確保のために活用して頂くために、当社の社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

社外監査役は、取締役会に出席すると共に、監査役会で取締役の業務執行状況を常勤監査役から聴取し、取締役の業務執行状況を監査しております。

#### ハ 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社は、平成27年11月に「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、その中に「社外取締役の独立性に関する基準」を規定しております。社外取締役又は社外監査役の選任に当たり、「社外取締役の独立性に関する基準」に照らし、会社法上の要件充足及び株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことは当然のことながら、役員の実績、人柄、能力、年齢及び当社の事業展開に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点等を総合的に判断して、適任者をその都度決定しております。

当社では、独立役員の選任に当たり、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」を厳格に適用しておりますが、これは、独立役員の役割を当社なりに厳格に考え、特定の利害関係者から中立的に判断することが求められる局面で、独立性について一切問題ないという観点で厳選しております。

ニ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、前述のとおり、毎月開催の取締役会に出席し、経営の監督を行っている他に、年1回、社長と共に、社外取締役を除く取締役報酬の業績連動部分について、評価し報酬額の算定をしております。

社外監査役は、前述のとおり、毎月開催の取締役会に出席し、取締役の職務執行に関して厳正な監査を行っております。また、監査役会に出席し、監査役監査、内部監査室による内部監査の状況を共有すると共に、会計監査人の監査計画を把握し、会計監査人の監査体制及び監査の方法並びに国内外の子会社の内部統制状況、監査結果等について説明を受けております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査による指摘内容は、内部統制部門である総務及び法務担当部署等にもフィードバックされ、社内の内部統制ルールの見直し等に繋げております。

#### ④ 当社役員報酬等

平成29年3月期における当社の取締役及び監査役に支払った報酬等の額は次のとおりです。

##### イ 役員報酬

区分	支払人員数	報酬等の種別	金額(百万円)
取締役 (社外取締役を除く。)	5 名	基本報酬	104
		賞与	-
		ストック・オプション	-
		退職慰労引当金繰入額	13
		合計	117
監査役 (社外監査役を除く。)	1 名	基本報酬	14
		賞与	-
		ストック・オプション	-
		退職慰労引当金繰入額	-
		合計	14
社外役員	6 名	基本報酬	36
		賞与	-
		ストック・オプション	-
		退職慰労引当金繰入額	-
		合計	36
総計	12 名	基本報酬	154
		賞与	-
		ストック・オプション	-
		退職慰労引当金繰入額	13
		総額	168

(注) 1 取締役報酬年額300百万円(うち社外取締役30百万円)以内、監査役報酬年額80百万円以内(平成19年6月26日開催の定時株主総会において決議されました。)

2 平成29年3月31日現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。上記取締役及び監査役の支給人員には、平成28年6月21日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役及び社外取締役夫々1名を含んでおり、退任した社内取締役1名については、基本報酬支給に加え、役員退職慰労引当金繰入額を計上しております。

3 取締役には、基本報酬、役員賞与及び役員退職慰労金を支給しております。

なお、役員賞与については、平成25年4月から、業績年俸額として年俸制に切り替え、基準額を業績年俸額に組み込んでいますが、その基準額に対し、業績評価による過不足があれば、一時金として、翌年度に精算

することに变更しております。

- 4 上記取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額16百万円(取締役16百万円、監査役0百万円)が含まれております。
- 5 上記のほか、平成28年6月21日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し、役員退職慰労引当金繰入額として、9百万円を計上しております。
- 6 退任取締役の役員退職慰労金については、社外取締役については、平成24年9月1日付にて廃止しております。又、退任監査役の役員退職慰労金については、社外監査役については、平成24年9月1日付、社内監査役については、平成27年7月1日付にて、それぞれ廃止しております。
- 7 役員ごとの報酬等の総額につきましては、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
- 8 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定の方針

① 役員の報酬制度の基本方針
1) 役員報酬を当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な手段の一つとして位置づけます。
2) 社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬には、連結業績目標の達成度及び各役員の業績への寄与度等を反映し、かつ地位・責任が上位の者ほど全報酬に占める業績連動報酬の割合を大きなものとします。
3) 社外取締役が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会において、取締役及び執行役員の報酬を審議し取締役会に勧告することで、その透明性・客観性を確保します。
② 報酬体系
1) 社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬は、固定報酬として支給する基本報酬と、業績に連動する年次賞与、及び同じく業績に連動する退職慰労金により構成しております。社外取締役の報酬は、その役割に鑑み固定報酬のみとしております。
2) 基本報酬の報酬水準について、外部データベース等に基づき、当社の企業規模、並びに役員が果たすべき職責等を総合的に勘案し、適切な水準に決定しております。
③ 業績連動の仕組み
1) 年次賞与は、まず役位毎に基本報酬の25～50%程度の標準額を算定します。その上で、評価指標として当社連結売上高及びEBITDA(税引前利益に、特別損益、支払利息、及び減価償却費を加算した額)を用い、各人の目標達成度及び当社業績への寄与度等を総合的に評価し、標準額に対して50～200%変動させた金額を決定することとしております。
2) 退職慰労金も、役位毎に基本報酬の10～25%程度の年次標準積立額を算定します。その上で、同様に評価指標として当社連結売上高及びEBITDAを用い、各人の目標達成度及び当社業績への寄与度等を総合的に評価し、標準積立額に対して50～200%変動させた引当金を毎年積み立てます。
④ 報酬の決定方法
1) コーポレートガバナンスの観点から、社外取締役が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会において、取締役及び執行役員の報酬を審議し取締役会に勧告することで、その透明性・客観性を確保しております。
2) 上記指名報酬委員会の勧告に基づき、取締役会にて承認することとしております。

⑤ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

- ハ 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

⑥ 会計監査の状況及び顧問弁護士等専門家による助言・指導

イ 会計監査の状況

会計監査については、PwCあらた有限責任監査法人と契約を締結し、会計監査を受けております。平成29年3月期において会計監査業務を執行した公認会計士は、山本昌弘氏及び市原順二氏の両氏であり、PwCあらた有限責任監査法人に所属しております。

また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他12名であります。また、会計監査人、監査役及び内部監査室の間では、それぞれが行う監査結果の情報共有を積極的に行っております。

ロ 顧問弁護士等専門家による助言・指導

顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。その他、税務関連業務や知的財産関連業務に関しましても、外部専門家と契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

⑦ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ 取締役等の損害賠償責任の一部免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

ハ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当については、継続的・安定的な利益還元を行うために、期末決算を経て行なわれる配当と合わせて、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	53	6	51	8
連結子会社	—	—	—	—
計	53	6	51	8

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の連結子会社20社のうち17社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している、プライスウォーターハウスクーパースに属する会計事務所に対して、当連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

当社の連結子会社24社のうち21社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している、プライスウォーターハウスクーパースに属する会計事務所に対して、当連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「子会社の財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務」等であります。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「基幹システム導入に係るアドバイザリー業務」等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数・当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているPwCあらた監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成28年7月1日をもってPwCあらた有限責任監査法人となりました。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等へ参加しております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,529	9,069
受取手形及び売掛金	11,761	11,139
商品及び製品	10,735	12,130
仕掛品	1,599	2,019
原材料及び貯蔵品	1,517	1,251
繰延税金資産	1,627	1,099
その他	1,895	1,309
貸倒引当金	△66	△60
流動資産合計	37,599	37,960
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	10,447	10,560
減価償却累計額	△5,778	△6,052
建物及び構築物（純額）	4,668	4,507
機械装置及び運搬具	17,295	18,179
減価償却累計額	△12,433	△12,955
機械装置及び運搬具（純額）	4,861	5,224
土地	1,496	1,484
建設仮勘定	379	266
その他	6,115	6,162
減価償却累計額	△5,621	△5,697
その他（純額）	494	465
有形固定資産合計	11,901	11,948
無形固定資産		
のれん	2,901	2,363
ソフトウェア	1,239	1,731
その他	3,756	3,564
無形固定資産合計	7,896	7,658
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 1,337	※3 739
繰延税金資産	641	598
退職給付に係る資産	—	28
その他	1,263	1,203
投資その他の資産合計	3,242	2,569
固定資産合計	23,040	22,177
資産合計	60,639	60,137

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,301	5,438
短期借入金	1,758	6,730
1年内返済予定の長期借入金	※2 2,836	※2 3,149
未払費用	2,757	2,411
未払法人税等	644	128
賞与引当金	477	601
製品保証引当金	55	34
返品調整引当金	300	309
その他	939	1,221
流動負債合計	15,072	20,023
固定負債		
長期借入金	※2 14,687	※2 14,298
役員退職慰労引当金	177	190
退職給付に係る負債	2,664	2,441
繰延税金負債	1,683	1,795
その他	313	147
固定負債合計	19,527	18,874
負債合計	34,599	38,897
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金	5,226	5,226
利益剰余金	15,279	16,427
自己株式	△354	△5,816
株主資本合計	24,128	19,814
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延ヘッジ損益	△132	33
為替換算調整勘定	1,512	847
退職給付に係る調整累計額	△496	△351
その他の包括利益累計額合計	883	529
新株予約権	36	45
非支配株主持分	991	850
純資産合計	26,040	21,239
負債純資産合計	60,639	60,137

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
売上高	55,821	51,141
売上原価	※2 35,512	※2 32,172
売上総利益	20,309	18,968
販売費及び一般管理費		
販売費	11,863	10,631
一般管理費	※2 3,224	※2 4,128
販売費及び一般管理費合計	※1 15,087	※1 14,759
営業利益	5,221	4,208
営業外収益		
受取利息	26	20
受取配当金	0	—
受取賃貸料	32	32
作業くず売却益	43	34
債務時効益	—	20
その他	115	91
営業外収益合計	218	199
営業外費用		
支払利息	464	392
持分法による投資損失	—	422
為替差損	175	118
その他	224	225
営業外費用合計	863	1,158
経常利益	4,576	3,249
特別利益		
負ののれん発生益	—	489
特別利益合計	—	489
特別損失		
減損損失	※3 211	※3 161
品質関連対応費用	154	—
特別損失合計	366	161
税金等調整前当期純利益	4,210	3,578
法人税、住民税及び事業税	1,779	1,106
法人税等調整額	△167	589
法人税等合計	1,611	1,695
当期純利益	2,599	1,882
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	101	△15
親会社株主に帰属する当期純利益	2,497	1,897

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	2,599	1,882
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1	0
繰延ヘッジ損益	△75	166
為替換算調整勘定	△1,191	△660
退職給付に係る調整額	△177	144
持分法適用会社に対する持分相当額	—	△77
その他の包括利益合計	※1 △1,446	※1 △426
包括利益	1,152	1,456
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,111	1,544
非支配株主に係る包括利益	40	△87

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	3,976	5,219	13,477	△367	22,307	1	△56
当期変動額							
剰余金の配当			△695		△695		
親会社株主に帰属する当期純利益			2,497		2,497		
自己株式の取得					—		
自己株式の処分		7		12	19		
持分法の適用範囲の変動					—		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△1	△75
当期変動額合計	—	7	1,801	12	1,821	△1	△75
当期末残高	3,976	5,226	15,279	△354	24,128	0	△132

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,643	△318	2,269	30	1,020	25,626
当期変動額						
剰余金の配当						△695
親会社株主に帰属する当期純利益						2,497
自己株式の取得						—
自己株式の処分						19
持分法の適用範囲の変動						—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,130	△177	△1,385	6	△28	△1,407
当期変動額合計	△1,130	△177	△1,385	6	△28	413
当期末残高	1,512	△496	883	36	991	26,040

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	3,976	5,226	15,279	△354	24,128	0	△132
当期変動額							
剰余金の配当			△652		△652		
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,897		1,897		
自己株式の取得				△5,462	△5,462		
自己株式の処分					—		
持分法の適用範囲の 変動			△98		△98		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						0	166
当期変動額合計			1,147	△5,462	△4,314	0	166
当期末残高	3,976	5,226	16,427	△5,816	19,814	0	33

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,512	△496	883	36	991	26,040
当期変動額						
剰余金の配当						△652
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,897
自己株式の取得						△5,462
自己株式の処分						—
持分法の適用範囲の 変動						△98
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△665	144	△353	8	△141	△486
当期変動額合計	△665	144	△353	8	△141	△4,800
当期末残高	847	△351	529	45	850	21,239

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	4,210	3,578
減価償却費	1,814	1,792
減損損失	211	161
のれん償却額	386	338
負ののれん発生益	—	△489
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5	△8
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8	115
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△4	13
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	21	△80
受取利息及び受取配当金	△26	△20
支払利息	464	392
持分法による投資損益 (△は益)	—	422
固定資産除却損	14	10
固定資産売却損益 (△は益)	△2	△4
売上債権の増減額 (△は増加)	275	633
たな卸資産の増減額 (△は増加)	432	△855
未収入金の増減額 (△は増加)	28	64
前払費用の増減額 (△は増加)	414	△152
仕入債務の増減額 (△は減少)	△478	0
未払費用の増減額 (△は減少)	226	△413
前受金の増減額 (△は減少)	△187	322
その他	△682	199
小計	7,121	6,021
利息及び配当金の受取額	30	20
利息の支払額	△450	△397
法人税等の支払額	△2,200	△1,662
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,502	3,981
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△1,317	△1,740
有形固定資産の売却による収入	5	58
無形固定資産の取得による支出	△695	△653
関係会社出資金の払込による支出	△1,337	—
差入保証金の回収による収入	6	7
投資その他の資産の増減額 (△は増加)	△43	160
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	※2 33
その他	△188	△7
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,572	△2,142

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	3,273	10,169
短期借入金の返済による支出	△3,065	△5,112
長期借入れによる収入	2,525	3,000
長期借入金の返済による支出	△2,836	△2,973
社債の償還による支出	△1,000	—
配当金の支払額	△694	△651
非支配株主への配当金の支払額	△68	△53
自己株式の売却による収入	16	—
自己株式の取得による支出	—	△5,462
その他	△49	△64
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,900	△1,148
現金及び現金同等物に係る換算差額	△285	△152
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,256	538
現金及び現金同等物の期首残高	9,777	8,521
現金及び現金同等物の期末残高	※1 8,521	※1 9,059

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 24社

連結子会社の名称

KITO Americas, Inc.  
Harrington Hoists, Inc.  
Har Ki, Inc.  
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.  
Peerless Chain Co., Inc.  
SECURITY CHAIN COMPANY INC.  
KITO CANADA INC.  
KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA  
Kito Europe GmbH  
SCC-SECURITY CHAIN (EUROPE) HANDELES-GMBH  
SCC JAPAN合同会社  
凱道起重設備(上海)有限公司  
江陰凱澄起重機械有限公司  
台湾開道股份有限公司  
KITO KOREA CO., LTD.  
SIAM KITO CO., LTD.  
SUKIT BUSINESS CO., LTD.  
KITO PHILIPPINES, INC.  
PT. KITO INDONESIA  
KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD.  
ARMSEL MHE PVT. LTD.  
Kito Australia Pty. Ltd.  
Anchor Nominees Pty. Ltd.  
PWB Anchor Pty. Ltd.

平成28年4月に、Scaw Metals Pty. Ltd. (平成28年7月27日付で「Kito Australia Pty. Ltd.」に商号変更)の全株式を取得したため、同社及びその子会社2社(Anchor Nominees Pty. Ltd.及びPWB Anchor Pty. Ltd.)を当連結会計年度より連結範囲に含めております。また、平成28年5月にSECURITY CHAIN COMPANY INC.を、SCC Japan合同会社の投資持株会社として設立したことに伴い当連結会計年度より連結範囲に含めております。

#### (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

Kito Chain Italia S.r.l.

(連結の範囲から除いた理由)

Kito Chain Italia S.r.l.については、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社の数 1社

持分法適用非連結子会社の名称

Kito Chain Italia S.r.l.

Kito Chain Italia S.r.l.については、重要性が増加したことから、当連結会計年度より持分法適用の非連結子会社に含めております。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち凱道起重設備(上海)有限公司、江陰凱澄起重機械有限公司、SIAM KITO CO., LTD.、SUKIT BUSINESS CO., LTD.、KITO KOREA CO., LTD.、KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA及び台湾開道股份有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① たな卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### ② 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ③ デリバティブ

時価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

機械装置 9年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③ 製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費に基づき計上しております。

##### ④ 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準  
売上高の計上基準  
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を適用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ  
ヘッジ対象…外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、外貨建借入金
- ③ ヘッジ方針  
社内規定に基づき、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債権・債務の範囲内で、ヘッジ取引を状況に応じて利用しております。  
投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ有効性の判定を省略しております。なお、当連結会計年度末においてヘッジ会計が適用されている為替予約取引はありません。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間  
のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。  
なお、金額的重要性が乏しいものについては発生年度に一時償却しております。
- (8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理の方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、純額で表示していた「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「短期借入金の純増減額(△は減少)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「短期借入れによる収入」及び「短期借入金の返済による支出」と総額表示に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書における「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「短期借入金の純増減額(△は減少)」208百万円は、「短期借入れによる収入」3,273百万円及び「短期借入金の返済による支出」△3,065百万円として組み替えております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円	7,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	5,000百万円	7,000百万円

※2 財務制限条項

- (1) 上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。
- ① 平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額+自己株式の金額)を、(i)平成27年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
  - ② 平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-非支配株主持分の金額+自己株式の金額)を、(i)平成27年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
  - ③ 平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続として損失としないこと。
- (2) 当社の借入金のうち、シンジケートローン契約(当連結会計年度末残高11,334百万円)には、主に以下の財務制限条項が付されております。
- ① 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額+自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
  - ② 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-非支配株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
  - ③ 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券(出資金)	1,337百万円	739百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
給料・賞与	5,276百万円	4,993百万円
賞与引当金繰入額	252百万円	230百万円
退職給付費用	249百万円	237百万円
役員退職慰労引当金繰入額	16百万円	13百万円
貸倒引当金繰入額	43百万円	15百万円
減価償却費	395百万円	438百万円
研究開発費	840百万円	683百万円

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
一般管理費	840百万円	683百万円
当期製造費用	101	93
計	942百万円	776百万円

※3 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

場所	用途	種類
米国	事業用資産	商標権

当社グループの減損会計適用にあたって、連結子会社は原則として各社を一つの単位としてグルーピングしております。当社の子会社であるPeerless Chain Co., Inc.における商標権について、売上高が計画を下回って推移している状況を総合的に勘案し、米国会計基準に基づき減損テストを実施した結果、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に211百万円を計上しました。なお、回収可能額については割引率16.0%を用いて算定した使用価値により測定しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

場所	用途	種類
台湾台北市	その他	のれん

当社グループの減損会計適用にあたって、連結子会社は原則として各社を一つの単位としてグルーピングしております。当社の子会社である台湾開道股份有限公司におけるのれんについて、当初想定していた超過収益力が見込めなくなったと判断し、帳簿価額全額を減損損失として特別損失に161百万円を計上しました。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	4百万円	0百万円
組替調整額	△7	—
税効果調整前	△2百万円	0百万円
税効果額	0	△0
その他有価証券評価差額金	△1百万円	0百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△106百万円	238百万円
税効果額	31	△71
繰延ヘッジ損益	△75百万円	166百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△1,190百万円	△660百万円
税効果額	△1	△0
為替換算調整勘定	△1,191百万円	△660百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△337百万円	177百万円
組替調整額	124	43
税効果調整前	△212百万円	220百万円
税効果額	35	△75
退職給付に係る調整額	△177百万円	144百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	—百万円	△77百万円
組替調整額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	—百万円	△77百万円
その他の包括利益合計	△1,446百万円	△426百万円

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	27,048,200	—	—	27,048,200

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	815,016	—	28,000	787,016

(注) 減少数の内訳は、ストック・オプションの行使による減少であります。

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	6	
	第7回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	6	
	第9回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	3	
	第10回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	5	
	第11回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	14	
	第12回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	1	
合計			—	—	—	36	

(注) 第11回及び第12回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	327	12.50	平成27年3月31日	平成27年6月24日
平成27年11月12日 取締役会	普通株式	367	14.00	平成27年9月30日	平成27年12月3日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	367	14.00	平成28年3月31日	平成28年6月22日

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	27,048,200	—	—	27,048,200

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	787,016	5,950,043	—	6,737,059

(注) 増加の内訳は、取締役会決議に基づく市場取引による取得5,950,000株及び単元未満株式の買取りによる増加43株であります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	6
	第7回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	6
	第9回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	3
	第10回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	5
	第11回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	17
	第12回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	3
	第13回 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	3
合計			—	—	—	—	45

(注) 第12回及び第13回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月21日 定時株主総会	普通株式	367	14.00	平成28年3月31日	平成28年6月22日
平成28年11月14日 取締役会	普通株式	284	14.00	平成28年9月30日	平成28年12月5日

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	284	14.00	平成29年3月31日	平成29年6月22日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金	8,529百万円	9,069百万円
預入期間3カ月超の定期預金	△8	△10
現金及び現金同等物	8,521百万円	9,059百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

株式の取得により新たにScaw Metals Pty. Ltd. (平成28年7月27日付で「Kito Australia Pty. Ltd.」に商号変更)及びその子会社2社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該株式の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,078	百万円
固定資産	243	
流動負債	△409	
固定負債	—	
為替換算調整勘定	36	
負ののれん発生益	△489	
株式の取得価額	458	百万円
前連結会計年度に支払った取得価額	△458	
新規連結子会社の現金及び現金同等物	33	
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式取得による収入	33	百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、工場生産工程における生産設備用金型(「工具、器具及び備品」)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年以内	436百万円	476百万円
1年超	1,389	1,434
合計	1,825百万円	1,911百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入及び社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規定に沿って期日管理及び与信管理を行っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部について先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。また、これらの一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての営業債権残高の範囲内にあります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に投資に係る資金調達であります。長期借入金の中に変動金利によるものがあり、金利変動リスクに晒されておりますが、その一部について金利スワップを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は社内規程に従って行っており、また、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものには、次表に含めておりません（注2）を参照ください。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	8,529	8,529	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,761		
貸倒引当金	△66		
	11,694	11,694	—
資産計	20,224	20,224	—
(1) 支払手形及び買掛金	(5,301)	(5,301)	—
(2) 短期借入金	(1,758)	(1,758)	—
(3) 未払費用	(2,757)	(2,757)	—
(4) 未払法人税等	(644)	(644)	—
(5) 長期借入金(*2)	(17,524)	(17,546)	21
負債計	(27,986)	(28,008)	21
デリバティブ取引			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	3	3	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	(190)	(190)	—
デリバティブ取引計	(186)	(186)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては( )で表示しております。

(\*2) 長期借入金の連結貸借対照表計上額については、1年以内返済予定長期借入金を含めております。

(\*3) 投資有価証券は重要性が乏しいため上記表には含めておりません。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	9,069	9,069	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,139		
貸倒引当金	△60		
	11,079	11,079	—
資産計	20,149	20,149	—
(1) 支払手形及び買掛金	(5,438)	(5,438)	—
(2) 短期借入金	(6,730)	(6,730)	—
(3) 未払費用	(2,411)	(2,411)	—
(4) 未払法人税等	(128)	(128)	—
(5) 長期借入金(*2)	(17,448)	(17,465)	17
負債計	(32,156)	(32,173)	17
デリバティブ取引			
① ヘッジ会計が適用されて いないもの	(3)	(3)	—
② ヘッジ会計が適用されて いるもの	48	48	—
デリバティブ取引計	45	45	—

(\*1) 負債に計上されているものについては( )で表示しております。

(\*2) 長期借入金の連結貸借対照表計上額については、1年以内返済予定長期借入金を含めております。

(\*3) 投資有価証券は重要性が乏しいため上記表には含めておりません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払費用、並びに(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成28年3月31日	平成29年3月31日
非上場株式	0	0
関係会社出資金	1,337	739

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,529	—	—	—
受取手形及び売掛金	11,761	—	—	—

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,069	—	—	—
受取手形及び売掛金	11,139	—	—	—

(注4) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,758	—	—	—	—	—
長期借入金	2,836	2,573	2,376	1,994	1,624	6,118
合計	4,595	2,573	2,376	1,994	1,624	6,118

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,730	—	—	—	—	—
長期借入金	3,149	2,970	2,588	2,218	1,703	4,816
合計	9,879	2,970	2,588	2,218	1,703	4,816

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	554	—	3	3
	加ドル	—	—	—	—
	ユーロ	165	—	△0	△0
	合計	720	—	3	3

(注) 時価の算定方法・・・為替予約取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	434	—	△2	△2
	加ドル	129	—	△0	△0
	ユーロ	47	—	△0	△0
	合計	611	—	△3	△3

(注) 時価の算定方法・・・為替予約取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

## 2. ヘッジ会計が適用されてるデリバティブ取引

### 金利関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	7,707	7,707	△190
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	850	650	(注)

(注) 時価の算定方法・・・金利スワップ取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。  
また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	6,821	6,821	48
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	650	450	(注)

(注) 時価の算定方法・・・金利スワップ取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。  
また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

一部の連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	6,352百万円	6,288百万円
勤務費用	287	290
利息費用	126	106
数理計算上の差異の発生額	52	△46
退職給付の支払額	△339	△416
その他	△192	△10
退職給付債務の期末残高	6,288百万円	6,211百万円

### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	3,921百万円	3,623百万円
期待運用収益	208	160
数理計算上の差異の発生額	△284	130
事業主からの拠出額	185	185
退職給付の支払額	△250	△297
その他	△156	△4
年金資産の期末残高	3,623百万円	3,798百万円

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,610百万円	4,491百万円
年金資産	△3,623	△3,798
	986百万円	692百万円
非積立型制度の退職給付債務	1,677	1,720
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	2,664百万円	2,413百万円
退職給付に係る負債	2,664百万円	2,441百万円
退職給付に係る資産	—	△28
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	2,664百万円	2,413百万円

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	287百万円	290百万円
利息費用	126	106
期待運用収益	△208	△160
数理計算上の差異の費用処理額	125	44
過去勤務費用の費用処理額	△0	△0
確定給付制度に係る 退職給付費用	329百万円	279百万円

## (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
過去勤務費用	△0百万円	△0百万円
数理計算上の差異	△212	221
合計	△212百万円	220百万円

## (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未認識過去勤務費用	△3百万円	△3百万円
未認識数理計算上の差異	755	547
合計	751百万円	544百万円

## (7) 年金資産に関する事項

## ① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
債券	27%	31%
株式	59	56
一般勘定	11	11
その他	3	2
合計	100%	100%

## ② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
割引率	1.8%	1.8%
長期期待運用収益率	4.7%	4.7%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度131百万円、当連結会計年度164百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	10百万円	8百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 5 回	第 7 回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名 当社執行役員 2 名	当社取締役 3 名 当社執行役員 2 名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 120,000株	普通株式 120,000株
付与日	平成21年 6月 25日	平成22年 5月 26日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	平成21年 6月 25日～ 平成25年 6月 30日	平成22年 5月 26日～ 平成26年 5月 31日
権利行使期間	平成23年 6月 25日～ 平成31年 6月 24日	平成24年 5月 26日～ 平成32年 5月 25日

	第 9 回	第10回
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 7 名	当社執行役員 1 名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 140,000株	普通株式 20,000株
付与日	平成23年 5月 27日	平成25年 5月 29日
権利確定条件	(注) 4	(注) 5
対象勤務期間	平成23年 5月 27日～ 平成26年 5月 31日	平成25年 5月 29日～ 平成28年 5月 29日
権利行使期間	平成25年 5月 27日～ 平成33年 5月 26日	平成27年 5月 29日～ 平成35年 5月 28日

	第11回	第12回
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 2 名	当社執行役員 1 名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 60,000株	普通株式 10,000株
付与日	平成26年 5月 28日	平成27年 5月 27日
権利確定条件	(注) 6	(注) 7
対象勤務期間	平成26年 5月 28日～ 平成30年 5月 28日	—
権利行使期間	平成28年 5月 28日～ 平成36年 5月 27日	平成29年 5月 27日～ 平成37年 5月 26日

	第13回
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 3名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 80,000株
付与日	平成28年 6月 1日
権利確定条件	(注) 8
対象勤務期間	平成28年 6月 1日～ 平成32年 6月 1日
権利行使期間	平成30年 6月 1日～ 平成38年 5月31日

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、平成25年 4月 1日付株式分割(1株につき100株の割合)及び平成26年10月 1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 権利確定日である、第1回(平成23年 6月25日)、第2回(平成24年 6月30日)、第3回(平成25年 6月30日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
  - 3 付与対象者5名のうち、取締役3名及び執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定条件は付されておられません。また、執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(平成24年 5月26日)、第2回(平成25年 5月31日)、第3回(平成26年 5月31日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
  - 4 権利確定日である、第1回(平成25年 5月27日)、第2回(平成26年 5月31日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
  - 5 権利確定日である、第1回(平成27年 5月29日)、第2回(平成28年 5月29日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
  - 6 付与対象者2名につき、それぞれ異なった条件を付しております。すなわち、執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(平成28年 5月28日)、第2回(平成29年 5月28日)、第3回(平成30年 5月28日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。また、もう1名の執行役員に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(平成28年 5月28日)、第2回(平成29年 5月28日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
  - 7 執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、平成29年 5月27日において、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
  - 8 執行役員3名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、平成30年 6月 1日において、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。尚、執行役員3名のうち1名については、平成29年 3月31日付にて、普通株式40,000株を放棄しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第5回	第7回	第9回	第10回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	10,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	10,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	34,000	65,000	30,000	10,000
権利確定	—	—	—	10,000
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	34,000	65,000	30,000	20,000

	第11回	第12回	第13回
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	60,000	—	—
付与	—	—	80,000
失効	—	—	40,000
権利確定	30,000	—	—
未確定残	30,000	—	40,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	10,000	—
権利確定	30,000	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	30,000	10,000	—

② 単価情報

	第5回	第7回	第9回	第10回
権利行使価格(円)(注)1	537 (注)2	605 (注)2	391	853
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円) (条件変更日における評価単価)	183 (注)3	98 (注)3	108	260

	第11回	第12回	第13回
権利行使価格(円)(注)1	1,140	1,252	891
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	318	351	246

- (注) 1 平成26年10月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。
- 2 第5回、第7回の権利行使価格につきましては、割当日後、当社が時価を下回る価格で自己株式の処分を行ったため、新株予約権割当契約に則り行使価格を以下のとおり調整(調整により生じる1円未満の端数は切り上げる)しております。  
 ・第5回541円→537円      ・第7回609円→605円  
 なお、平成26年10月1日に、1株を2株とする株式分割を実施しているため、上記行使価格については分割後の価格によっております。
- 3 第5回、第7回の条件変更を行なった結果、条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行っておりません。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定方法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性

第13回新株予約権 41.84%

平成19年8月9日～平成28年6月1日の株価実績に基づき算定

② 予想残存期間

第13回新株予約権 6年

十分なデータ蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

③ 予想配当

第13回新株予約権 2.43%

平成26年3月期から平成28年3月期の平均年間配当実績によっております。

④ 無リスク利率

第13回新株予約権  $\Delta$ 0.11%

平成28年6月に公表された長期国債(10年)利回り

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付に係る負債	879百万円	804百万円
返品調整引当金	107	110
賞与引当金	102	103
未払業績賞与	183	68
未実現利益	737	597
繰越欠損金	123	383
棚卸資産評価損	192	256
未払費用	103	123
その他	475	396
繰延税金資産小計	2,906百万円	2,843百万円
評価性引当額	△153百万円	△659百万円
繰延税金資産合計	2,753百万円	2,183百万円
(繰延税金負債)		
海外子会社の未分配利益	△45百万円	△82百万円
固定資産	△2,003	△2,075
その他	△122	△136
繰延税金負債合計	△2,171百万円	△2,295百万円
繰延税金資産の純額	581百万円	△111百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	1,627百万円	1,099百万円
固定資産－繰延税金資産	641百万円	598百万円
流動負債－その他	△2百万円	△13百万円
固定負債－繰延税金負債	△1,683百万円	△1,795百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.3%	30.2%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	3.2%
評価性引当額の増減	0.6	6.9
住民税均等割等	0.5	0.6
外国源泉税	2.2	2.4
在外子会社の留保利益	△0.3	1.0
のれん償却額	4.6	2.6
負ののれん発生益	—	△4.1
持分法投資損失	—	3.6
外国税額控除	△0.3	△0.8
試験研究費税額控除	△0.9	△0.9
所得拡大促進税制に係る税額控除	△1.2	△0.9
海外子会社の税率差異等	△1.1	1.4
税率変更による 期末繰延税金資産の減額修正	2.1	—
その他	△0.3	2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.3%	47.4%

(表示方法の変更)

前連結会計年度において「その他」に含めておりました「在外子会社の留保利益」及び「外国税額控除」は、重要性が増した為、当連結会計年度から独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度における「その他」△0.8%を「在外子会社の留保利益」△0.3%、「外国税額控除」△0.3%及び「その他」△0.3%へ組替えて表示しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Scaw Metals Pty. Ltd.

事業の内容 販売代理店であるPWB Anchor Pty. Ltd.を傘下に持つ純粋持株会社

② 企業結合を行った主な理由

平成28年4月29日付で、Industrial Development Corporation of South Africa Limited (以下「IDC社」) から、IDC社が保有する豪州の持株会社Scaw Metals Pty. Ltd. (以下「Scaw Metals社」) の全株式と、Scaw Metals社が傘下に保有する事業会社PWB Anchor Pty. Ltd. (以下「PWBA社」) を取得することで、豪州における当社製品の販売ネットワークと、PWBA社のチェーン生産機能を獲得し、同地域における当社事業を強固にします。

PWBA社は30年にわたり当社の豪州における総販売代理店であり、豪州において非常に強固なセールス基盤を有します。今後は、PWBA社の販売ネットワークを通じて、当社ホイスト製品などの販売機会の拡大を目指します。また、PWBA社のチェーン事業を取得することで、日本国内の山梨本社工場、米国子会社Peerless社、その他の拠点と合わせて、世界トップクラスのチェーン及びチェーン関連製品の生産・開発体制を有し、生産能力と新製品開発力を機動的に活かした、グローバル生産・供給体制を構築することを目論んでおります。

③ 企業結合日

平成28年4月29日 (株式取得日)

平成28年6月30日 (みなし取得日)

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

Scaw Metals Pty. Ltd. (平成28年7月27日付で「Kito Australia Pty. Ltd.」に商号変更)

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として全株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	458百万円
取得原価		458百万円

(4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

① 負ののれん発生益の金額

489百万円

② 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったためであります。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,078	百万円
固定資産	243	
資産合計	1,321	百万円
<hr/>		
流動負債	409	百万円
固定負債	—	
負債合計	409	百万円

(6) 企業結合日が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	436	百万円
営業利益	△18	百万円

(概算額の算定方法)

企業結合連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ホイスト・クレーン等の製造・販売をしており、国内においては当社が、海外においては米州、中国、アジア及び欧州等の各地域を現地法人がそれぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、製造・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、各連結会社を集約し、日本、米州、中国、アジア、欧州及びその他の6つを報告セグメントとしております。

なお、当連結会計年度より、Scaw Metals Pty. Ltd.（平成28年7月27日付で「Kito Australia Pty. Ltd.」に商号変更）の全株式を取得し、同社及びその子会社2社を連結の範囲に含めたことから、「その他」を報告セグメントに追加しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
売上高								
外部顧客への売上高	13,667	27,912	7,418	5,136	1,686	55,821	—	55,821
セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,747	53	451	30	0	12,282	△12,282	—
計	25,415	27,965	7,870	5,166	1,686	68,104	△12,282	55,821
セグメント利益	5,521	1,121	867	61	31	7,604	△2,382	5,221
セグメント資産	25,250	25,561	7,964	4,928	1,231	64,937	△4,298	60,639
その他の項目								
減価償却費	645	692	292	166	7	1,805	9	1,814
のれんの償却額	11	321	—	52	—	386	—	386
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,426	435	86	57	8	2,013	0	2,013

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△2,382百万円には、セグメント間取引消去△146百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,236百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額△4,298百万円には、セグメント間取引消去△4,345百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産47百万円等が含まれております。全社資産は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額0百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
売上高									
外部顧客への売上高	13,874	24,743	5,034	4,744	1,387	1,356	51,141	—	51,141
セグメント間の内部 売上高又は振替高	10,162	66	489	0	3	—	10,720	△10,720	—
計	24,036	24,809	5,524	4,744	1,390	1,356	61,861	△10,720	51,141
セグメント利益又は損失 (△)	4,826	1,317	545	252	△27	△29	6,884	△2,675	4,208
セグメント資産	24,285	25,242	7,120	4,590	1,172	1,532	63,944	△3,807	60,137
その他の項目									
減価償却費	674	709	232	136	6	20	1,779	12	1,792
のれんの償却額	11	289	—	37	—	—	338	—	338
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,388	667	61	65	7	21	2,211	27	2,239

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△2,675百万円には、セグメント間取引消去268百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,944百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額△3,807百万円には、セグメント間取引消去△3,869百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産62百万円等が含まれております。全社資産は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額27百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

### 1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
12,692	27,909	7,418	5,321	1,837	642	55,821

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
4,874	3,062	2,466	1,472	24		11,901

### 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

### 1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
13,129	24,742	5,034	4,925	1,523	1,785	51,141

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
5,353	2,864	2,073	1,363	25	268	11,948

### 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
減損損失	—	211	—	—	—	211	—	211

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
減損損失	—	—	—	161	—	—	161	—	161

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(のれん)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
当期償却額	11	321	—	52	—	386	—	386
当期末残高	54	2,560	—	285	—	2,901	—	2,901

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(のれん)

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
当期償却額	11	289	—	37	—	—	338	—	338
当期末残高	42	2,249	—	71	—	—	2,363	—	2,363

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当連結会計年度において、Scaw Metals Pty. Ltd. の全株式を取得したことにより、負ののれん発生益489百万円を計上しております。なお、当該負ののれん発生益は報告セグメントには配分しておりません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

① 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
非連結 子会社	Kito Chain Italia S. r. l.	イタリア 共和国	千EUR 10	チェーン及 びチェーン 関連製品の 製造販売	(所有) 直接 100.0%	増資の引受	増資の引受	1,336	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 増資の引受は、Kito Chain Italia S. r. l. が行った増資を全額引き受けたものであります。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他 の関係 会社	KONECRANES FINANCE CORPORATION	フィンラン ド共和国	千EUR 27,994	事業会社の 資金調達	(被所有) 直接 22.7%	業務・資本提 携	自己株式の 取得	5,462	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務・資本提携の解消を目的とし、平成28年9月26日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法により当社普通株式を取得したものであります。なお、当該取引の結果、KONECRANES FINANCE CORPORATION社は、その他の関係会社に該当しないことになりました。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
連結子会社 の役員	Marc Premont	—	—	KITO CANADA INC./CEO	(被所有) —%	貸付の回収 利息の受取	貸付の回収 利息の受取	1 0	短期貸付金 長期貸付金	1 10

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場金利に基づき貸付利率を決定しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
連結子会社 の役員	Marc Premont	—	—	KITO CANADA INC./CEO	(被所有) —%	貸付の回収 利息の受取	貸付の回収 利息の受取	1 0	短期貸付金 長期貸付金	1 9

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場金利に基づき貸付利率を決定しております。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	952.43円	1,001.60円
1株当たり当期純利益金額	95.13円	82.38円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	94.87円	82.15円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	26,040	21,239
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,028	895
(うち新株予約権)	(36)	(45)
(うち非支配株主持分)	(991)	(850)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	25,011	20,343
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	26,261,184	20,311,141

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	2,497	1,897
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	2,497	1,897
普通株式の期中平均株式数(株)	26,252,851	23,038,255
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	71,197	66,257
(うち新株予約権)(株)	(71,197)	(66,257)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	<p>第11回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成25年6月20日 取締役会決議日 平成26年5月27日 (新株予約権の数 300個 普通株式 60,000株)</p> <p>第12回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成26年6月24日 取締役会決議日 平成27年5月26日 (新株予約権の数 50個 普通株式 10,000株)</p>	<p>第11回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成25年6月20日 取締役会決議日 平成26年5月27日 (新株予約権の数 300個 普通株式 60,000株)</p> <p>第12回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成26年6月24日 取締役会決議日 平成27年5月26日 (新株予約権の数 50個 普通株式 10,000株)</p> <p>第13回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成27年6月23日 取締役会決議日 平成28年5月31日 (新株予約権の数 200個 普通株式 40,000株)</p>

(重要な後発事象)

(新株予約権(ストック・オプション)の発行について)

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、下記のとおり、平成29年6月21日開催の第73回定時株主総会で決議されました。

① 新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。

② 新株予約権の数 1,000個を上限とする。

③ 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

④ 新株予約権の目的となる株式の数 200,000株を上限とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議で定めるものとする。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,758	6,730	1.11	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,836	3,149	1.27	—
1年以内に返済予定のリース債務	70	74	5.85	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	14,687	14,298	1.52	平成30年～平成37年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	105	92	4.75	平成30年～平成33年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	19,459	24,344	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,970	2,588	2,218	1,703
リース債務	57	29	4	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	10,323	22,695	35,291	51,141
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	719	1,449	1,978	3,578
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益金額 (百万円)	270	364	659	1,897
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	10.31	14.14	27.55	82.38

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	10.31	3.71	14.54	60.96

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,183	5,235
受取手形	37	45
売掛金	※1 5,591	※1 5,459
商品及び製品	2,782	3,232
仕掛品	1,215	1,100
原材料及び貯蔵品	491	390
前払費用	280	254
繰延税金資産	524	355
未収入金	※1 125	※1 248
未収消費税等	238	214
関係会社短期貸付金	629	601
その他	※1 538	※1 200
貸倒引当金	—	△0
流動資産合計	17,640	17,339
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,077	2,144
構築物	103	99
機械及び装置	1,110	1,711
車両運搬具	7	8
工具、器具及び備品	210	165
土地	1,000	1,000
リース資産	116	110
建設仮勘定	246	114
有形固定資産合計	4,874	5,353
無形固定資産		
のれん	54	42
ソフトウェア	1,095	1,270
電話加入権	3	3
無形固定資産合計	1,153	1,316
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	4,206	4,729
関係会社出資金	4,816	4,816
関係会社長期貸付金	11,099	10,314
長期前払費用	182	125
前払年金費用	—	15
繰延税金資産	709	663
その他	279	324
投資その他の資産合計	21,292	20,989
固定資産合計	27,320	27,659
資産合計	44,961	44,999

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	540	437
買掛金	※1 2,778	※1 2,919
短期借入金	—	5,462
1年内返済予定の長期借入金	※3 2,621	※3 3,100
リース債務	56	61
未払金	45	25
未払法人税等	577	—
未払費用	※1 2,102	※1 1,579
前受金	0	26
預り金	28	33
賞与引当金	313	321
製品保証引当金	27	20
返品調整引当金	2	1
設備関係支払手形	204	53
設備関係未払金	231	175
その他	52	3
流動負債合計	9,584	14,221
固定負債		
長期借入金	※3 14,635	※3 14,647
リース債務	71	60
退職給付引当金	1,405	1,472
役員退職慰労引当金	177	190
その他	198	52
固定負債合計	16,487	16,423
負債合計	26,072	30,644
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金		
資本準備金	5,199	5,199
その他資本剰余金	26	26
資本剰余金合計	5,226	5,226
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	4	8
別途積立金	150	150
繰越利益剰余金	9,981	10,730
利益剰余金合計	10,135	10,889
自己株式	△354	△5,816
株主資本合計	18,984	14,276
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△132	33
評価・換算差額等合計	△132	33
新株予約権	36	45
純資産合計	18,888	14,355
負債純資産合計	44,961	44,999

## ② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	※2 25,415	※2 24,036
売上原価	※2 14,990	※2 14,785
売上総利益	10,425	9,250
販売費及び一般管理費	※1 7,139	※1 7,368
営業利益	3,285	1,882
営業外収益		
受取利息	242	262
受取配当金	※2 623	※2 392
その他	93	116
営業外収益合計	959	771
営業外費用		
支払利息	381	334
為替差損	228	128
その他	137	136
営業外費用合計	747	599
経常利益	3,497	2,054
特別損失		
関係会社株式評価損	※3 66	※3 116
特別損失合計	66	116
税引前当期純利益	3,431	1,938
法人税、住民税及び事業税	1,126	389
法人税等調整額	△72	143
法人税等合計	1,053	532
当期純利益	2,377	1,405

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,976	5,199	19	5,219	5	150	8,298	8,453
当期変動額								
剰余金の配当							△695	△695
当期純利益							2,377	2,377
自己株式の処分			7	7				
固定資産圧縮積立金の取崩					△0		0	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	7	7	△0	—	1,682	1,682
当期末残高	3,976	5,199	26	5,226	4	150	9,981	10,135

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△367	17,283	1	△56	△55	30	17,257
当期変動額							
剰余金の配当		△695					△695
当期純利益		2,377					2,377
自己株式の処分	12	19					19
固定資産圧縮積立金の取崩		—					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△1	△75	△77	6	△71
当期変動額合計	12	1,701	△1	△75	△77	6	1,630
当期末残高	△354	18,984	—	△132	△132	36	18,888

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,976	5,199	26	5,226	4	150	9,981	10,135
当期変動額								
剰余金の配当							△652	△652
当期純利益							1,405	1,405
自己株式の取得								
固定資産圧縮積立金の積立					5		△5	—
固定資産圧縮積立金の取崩					△1		1	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	3	—	749	753
当期末残高	3,976	5,199	26	5,226	8	150	10,730	10,889

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△354	18,984	△132	△132	36	18,888
当期変動額						
剰余金の配当		△652				△652
当期純利益		1,405				1,405
自己株式の取得	△5,462	△5,462				△5,462
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			166	166	8	175
当期変動額合計	△5,462	△4,708	166	166	8	△4,533
当期末残高	△5,816	14,276	33	33	45	14,355

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

##### ① 製品・半製品・原材料

総平均法による原価法

##### ② 仕掛品・未成工事支出金

個別法による原価法

##### ③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

機械装置 9年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費に基づき計上しております。

#### (4) 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から費用処理しております。

#### (6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4 収益及び費用の計上基準

#### 売上高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### 5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

#### (3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。

なお、金額的重要性が乏しいものについては発生年度に一時償却しております。

#### (4) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を適用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、外貨建借入金

##### ③ ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債権・債務の範囲内で、ヘッジ取引を状況に応じて利用しております。

投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ有効性の判定を省略しております。なお、当事業年度末においてヘッジ会計が適用されている為替予約取引はありません。

#### (表示方法の変更)

##### (貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記して表示しておりました「差入保証金」及び「役員退職慰労保険積立金」は、金額的重要性が乏しいと判断されるため、当事業年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「差入保証金」185百万円及び「役員退職慰労保険積立金」94百万円は、「その他」279百万円として組み替えております。

#### (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	2,704百万円	3,540百万円
短期金銭債務	152百万円	26百万円

- 2 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円	7,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	5,000百万円	7,000百万円

※3 財務制限条項

- (1) 上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額+自己株式の金額)を、(i)平成27年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-非支配株主持分の金額+自己株式の金額)を、(i)平成27年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ③ 平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続として損失としないこと。

- (2) 当社の借入金のうち、シンジケートローン契約(当事業年度末残高11,334百万円)には、主に以下の財務制限条項が付されております。

- ① 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額+自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ② 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-非支配株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ③ 平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。

#### 4 偶発債務

下記の会社のリース契約及び金融機関からの借入金に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(リース契約)

前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
Kito Europe GmbH	2百万円	Kito Europe GmbH	2百万円
計	2百万円	計	2百万円

(借入金)

前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
Kito Europe GmbH	342百万円	Kito Europe GmbH	389百万円
SIAM KITO CO., LTD.	513	SIAM KITO CO., LTD.	391
KITO KOREA CO., LTD.	231	KITO KOREA CO., LTD.	150
ARMSEL MHE PVT. LTD.	189	ARMSEL MHE PVT. LTD.	188
PT. KITO INDONESIA	76	PT. KITO INDONESIA	84
台湾開道股份有限公司	105	台湾開道股份有限公司	92
Kito Chain Italia S.r.l	—	Kito Chain Italia S.r.l	239
PWB Anchor Pty. Ltd.	—	PWB Anchor Pty. Ltd.	68
計	1,457百万円	計	1,604百万円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55%、当事業年度44%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45%、当事業年度56%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
給料・賞与	1,831百万円	1,722百万円
賞与引当金繰入額	135百万円	136百万円
退職給付費用	121百万円	142百万円
役員退職慰労引当金繰入額	16百万円	13百万円
減価償却費	117百万円	124百万円
研究開発費	770百万円	610百万円

※2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	11,747百万円	10,166百万円
仕入高	485百万円	518百万円
営業取引以外の取引による取引高	864百万円	658百万円

※3 関係会社株式評価損

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

製品及び商品販売のための海外子会社の株式に係る評価損を計上しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

製品及び商品販売のための海外子会社の株式に係る評価損を計上しております。

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は4,729百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は4,206百万円)及び関係会社出資金(当事業年度の貸借対照表計上額は4,816百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は4,816百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	420百万円	435百万円
賞与引当金	86	87
未払業績賞与	183	55
売上割戻未払額	81	79
関係会社株式評価損	500	533
その他	374	303
繰延税金資産小計	1,627百万円	1,495百万円
評価性引当額	△392百万円	△444百万円
繰延税金資産合計	1,254百万円	1,051百万円
(繰延税金負債)		
繰延ヘッジ損益	一百万円	△14百万円
その他	△21	△17
繰延税金負債合計	△21百万円	△32百万円
繰延税金資産の純額	1,233百万円	1,018百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率		30.2 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.1 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△5.8
評価性引当額の増減	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2.2
住民税均等割等		1.2
国外配当金源泉税		4.4
外国税額控除		△1.5
試験研究費税額控除		△1.6
所得拡大促進税制に係る税額控除		△1.6
生産性向上設備投資促進税制に係る税額控除		△0.6
その他		△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率		27.5 %

## (企業結合等関係)

## (取得による企業結合)

連結財務諸表の「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(新株予約権(ストック・オプション)の発行について)

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、下記のとおり、平成29年6月21日開催の第73回定時株主総会で決議されました。

① 新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。

② 新株予約権の数 1,000個を上限とする。

③ 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

④ 新株予約権の目的となる株式の数 200,000株を上限とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議で定めるものとする。

## ④ 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	6,440	247	28	178	2,144	4,514
	構築物	456	4	0	9	99	362
	機械及び装置	10,473	848	374	247	1,711	9,236
	車両運搬具	103	3	7	2	8	91
	工具、器具及び備品	5,179	83	124	121	165	4,972
	土地	1,000	—	—	—	1,000	—
	リース資産	307	48	—	55	110	245
	建設仮勘定	246	1,615	1,748	—	114	—
	計	24,208	2,852	2,283	614	5,353	19,423
無形固定資産	のれん	118	—	—	11	42	75
	ソフトウェア	1,298	392	144	73	1,270	276
	電話加入権	3	—	—	—	3	—
	計	1,420	392	144	85	1,316	352

(注) 1 当期増加額及び減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

## 建物の増加

本社工場建屋耐震補強工事	193 百万円
粉体塗装ライン関連設備	13 百万円
東京本社パーテーション工事	11 百万円

## 機械装置の増加

サブ変電所老朽化対策 配電設備更新	173 百万円
サドル五面加工機	179 百万円
粉体塗装ライン関連設備	202 百万円
鎖伸線ライン関連設備	130 百万円
鎖外觀検査機、鎖生産設備オーバーホール及び騒音対策	71 百万円

## 機械装置の減少

サドル五面加工機撤去による除却	256 百万円
鎖溶接機撤去による除却	46 百万円

## 工具器具備品の増加

金型更新	60 百万円
------	--------

## ソフトウェアの増加

社内基幹システム更新	374 百万円
------------	---------

2 建設仮勘定の増加額は本勘定に振替えられているため、その主な内容の記載を省略しております。

3 当期首残高及び当期末残高は取得価額により記載しております。

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	—	0	—	0
賞与引当金	313	321	313	321
製品保証引当金	27	20	27	20
返品調整引当金	2	1	2	1
役員退職慰労引当金	177	13	—	190

(注) 引当金計上の理由及び金額の算出方法は、重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL <a href="http://kito.com/jp/epr/">http://kito.com/jp/epr/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利並びに後記2に記載の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 2 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第72期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)平成28年6月22日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月22日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第73期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月12日関東財務局長に提出。

第73期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月14日関東財務局長に提出。

第73期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)平成29年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成28年6月24日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

平成28年9月28日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

平成28年10月14日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

平成29年3月30日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

平成29年6月2日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第73期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成29年3月30日関東財務局長に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書

平成28年10月14日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月22日

株式会社キトー  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本昌弘 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市原順二 ⑩

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キトーの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社キトーが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月22日

株式会社キトー  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本昌弘 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市原順二 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトーの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月22日
【会社名】	株式会社キトー
【英訳名】	KITO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鬼頭 芳雄
【最高財務責任者の役職氏名】	常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹
【本店の所在の場所】	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 鬼頭 芳雄及び常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社、連結子会社及び持分法適用非連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社7社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社17社及び持分法適用非連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」としています。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として基本的に、売上高、売上原価、受取手形及び売掛金、棚卸資産、並びに支払手形及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象としました。更に、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の2第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成29年6月22日
<b>【会社名】</b>	株式会社キトー
<b>【英訳名】</b>	KITO CORPORATION
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 鬼頭 芳雄
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹
<b>【本店の所在の場所】</b>	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 鬼頭 芳雄及び常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹は、当社の第73期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

